

業 務 概 況

令和 3 年版



国 土 交 通 省

九州運輸局 長崎運輸支局

目 次

I. 管内の概要

1. 長崎県の概要	1
2. 長崎県の運輸の概要	1
3. 長崎県の観光の概況	5

II. 総務企画関係業務

1. 海事思想普及の取組の概況	7
2. 倉庫業の概況	8

III. 運航関係業務

1. 旅客船航路事業の概況	9
2. 一般旅客定期航路事業の概況	11
3. 旅客不定期航路事業の概況	12
4. 人の運送をする内航不定期航路事業の概況	12
5. 内航海運事業の概況	13
6. 不開港場寄港及び沿岸輸送特許業務の概況	13
7. 港湾運送事業の概況	14

IV. 船舶関係業務・船舶検査関係業務

1. 造船事業の概況	15
2. 船舶登録の概況	16
3. 船用工業の概況	16
4. モーターボート事業の概況	17
5. 船舶検査関係事務の概要況	18

V. 船員関係業務

1. 船員関係業務の概況	19
2. 船員職業安定関係業務の概要	19
3. 船員法・職員法関係業務の概況	20
4. 水先関係業務の概況	20

VI. 運航労務監理官関係業務

- 1. 運航労務監理官関係業務の概況 2 1
- 2. 船舶の安全運航・船員労働の監督業務の概況 2 1
- 3. 船舶の安全運航のための安全啓発業務の概況 2 2

VII. 外国船舶監督関係業務

- 1. 外国船舶監督関係業務の概況 2 4

VIII. 輸送関係業務

- 1. 乗合バス事業の概況 2 5
- 2. 貸切バス事業の概況 2 6
- 3. タクシー事業の概況 2 8
- 4. レンタカー事業の概況 3 1
- 5. トラック事業の概況 3 2

IX. 自動車登録関係業務

- 1. 自動車登録の概況 3 3

X. 自動車検査・整備・保安関係業務

- 1. 自動車検査業務の概況 3 5
- 2. 自動車整備事業関係業務の概況 3 5
- 3. 街頭検査に関する実施状況 3 6

XI. 関係団体一覧 3 7

XII. 支局概要

- 1. 管轄業務管轄図 4 0
- 2. 沿 革 4 3
- 3. 組織図 4 6
- 4. 支局・事務所所在地 4 7

1. 長崎県の概要

長崎県は、九州の西北部に位置し、東西 213km、南北 307km におよぶ県域であり、総面積 4,130.90km²(平成 30 年 10 月 1 日現在)は平坦地に乏しく、いたるところに山岳、丘陵が起伏し、海岸線は多くの半島、岬と湾、入江から形成されている。海岸線の延長は 4,171km(平成 30 年 3 月 31 日現在)におよび、北海道につぎ全国第二位(北方四島を除くと第一位)の長さとなっている。

長崎県は明治 22 年に市町村制がしかれた当時は、長崎市1市のほか 15 町、289 村あったが、その後、新市の誕生や町村合併などにより、平成 22 年 3 月 31 日から、13 市 8 町となっている。

令和 4 年 1 月 1 日現在の推計人口は、1,294 千人となっており、そのうち長崎市 402 千人、佐世保市 239 千人、諫早市 133 千人となっており、令和 3 年 1 月 1 日の 1,323 千人より 29 千人減少している。

2. 長崎県の運輸の概要

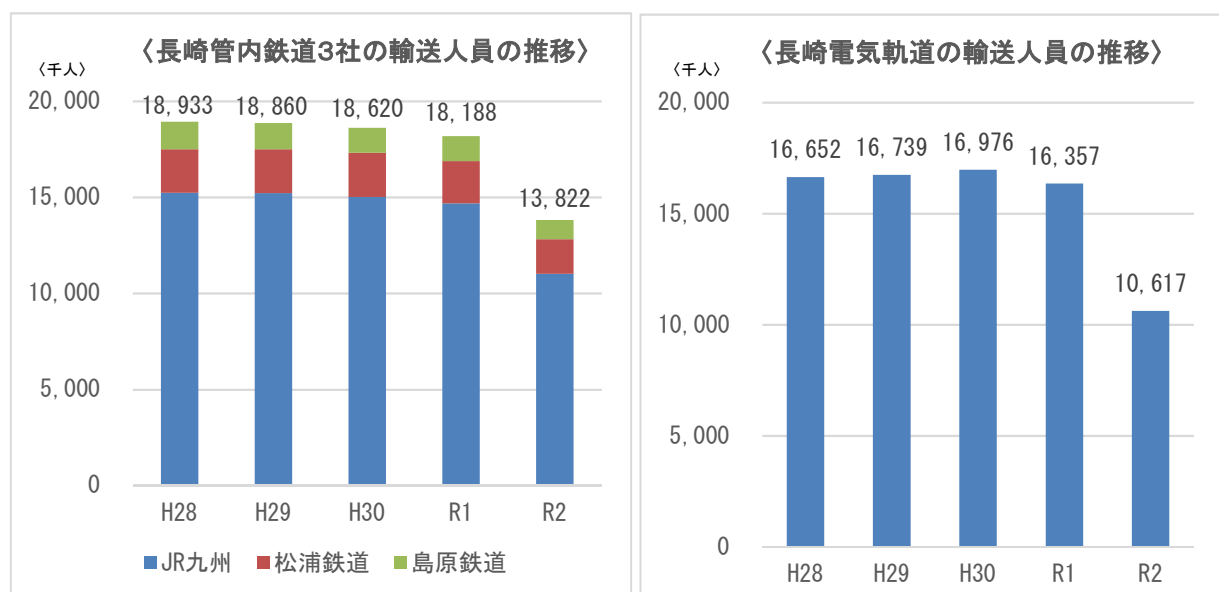
鉄道・軌道

長崎県には九州旅客鉄道(JR九州)の長崎本線、佐世保線、大村線の 3 路線のほか、民営の島原鉄道、第三セクターの松浦鉄道及び民営の長崎電気軌道の路面電車が運行されている。

令和 4 年 9 月 23 日の西九州新幹線開業に向け、長崎駅・諫早駅・新大村駅周辺で再開発が進められるとともに、長崎では長崎駅から浦上駅までの高架化がされ、交通渋滞や交通事故の解消のための整備が行われた。

松浦鉄道、島原鉄道は、地域に密着した公共交通機関として通勤・通学に重要な役割を果たしており、定期券利用者も多い。長崎電気軌道は、長崎市内の通勤・通学の交通機関として利用されるとともに、観光客の移動手段としても利用されている。

令和 2 年度の実績は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により大幅に減少した。

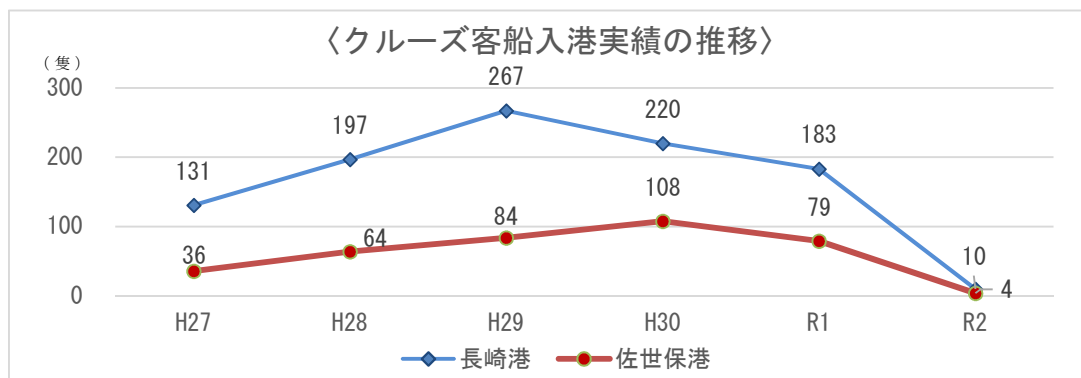


港湾

長崎県は、地理的な自然条件から4,171kmの長大な海岸線に、重要港湾5港(長崎港、佐世保港、福江港、郷ノ浦港、厳原港)・地方港湾77港・56条港湾(港湾区域の定めのない港湾)22港を数える全国有数の港湾県であり、また、232港の漁港のうち、離島等に存在する漁港は水産業の根拠地としての機能と外部を結ぶ定期便が発着する生活基盤としての役割を果たしている。

長崎港は平成23年11月に対岸諸国(中国・韓国・ロシアなど)との経済発展を我が国の成長に取り込むことなどを目的とした日本海側拠点港のうち「外航クルーズ(定点クルーズ)」の拠点港に、佐世保港は平成29年1月に「官民連携による国際クルーズ拠点」を形成する港湾にそれぞれ選定され、令和2年8月には佐世保市浦頭地区に国際クルーズ拠点ターミナルビル「佐世保クルーズセンター」が整備されました。

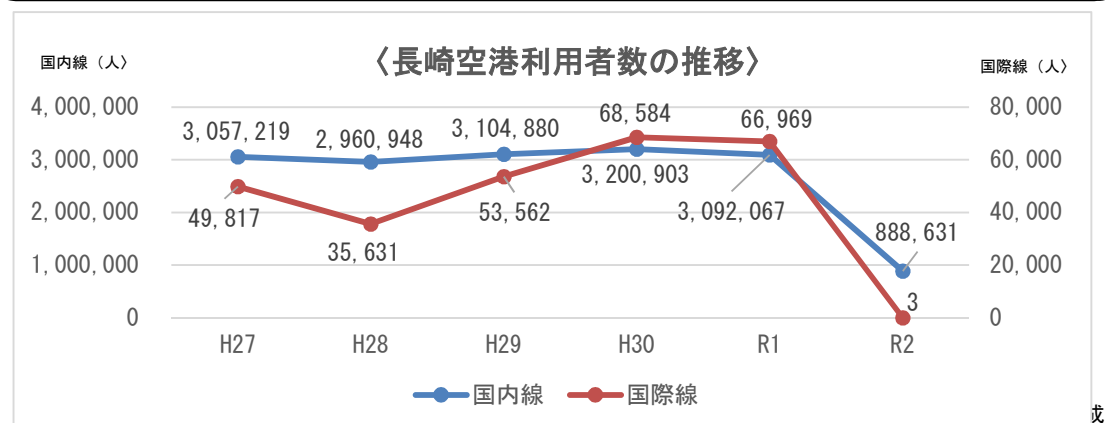
令和2年の外航クルーズ船の寄港数は、長崎港で10隻(前年183隻)、佐世保港で4隻(前年79隻)となっており、新型コロナウイルス感染拡大に伴う運航の休止により、大幅に減少した。



空港

長崎県内には、昭和50年に世界初の海上空港として開業した長崎空港のほか、多くの離島を要する地勢から福江空港、壱岐空港、対馬空港の計4空港に定期便が就航し、全国の主要都市及び本土と結ぶ航空網を形成している。

長崎空港は本県の空の玄関口として、国内線は東京、大阪、名古屋、那覇など10路線、国際線は上海・香港の2路線が就航しているが、令和2年度の利用者数は新型コロナウイルス感染症拡大の影響により空港利用者が大幅に減少したため、888千人(国内線888千人、国際線(チャーター便のみ)3人)であった。



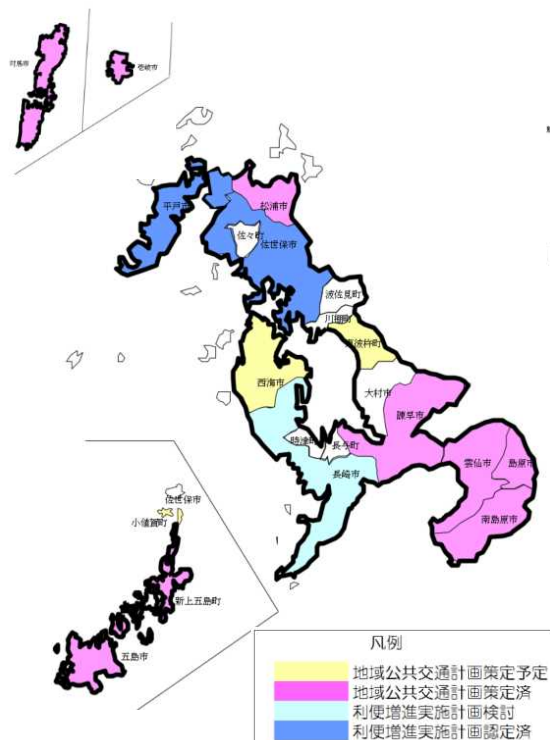
《地域公共交通の活性化・再生への取組》

地域公共交通は、地域住民の通勤、通学、買い物、通院といった日常生活に必要な移動を支えるとともに、まちの賑わいの創出や、国内外の観光客を含む地域内外の交流人口の増加等を通じ、地域経済を支える機能も有している。

長崎県下では、地域公共交通の活性化・再生に向けて、地方公共団体が中心となり、まちづくりと連携した面的な公共交通ネットワークの再構築が進められている。

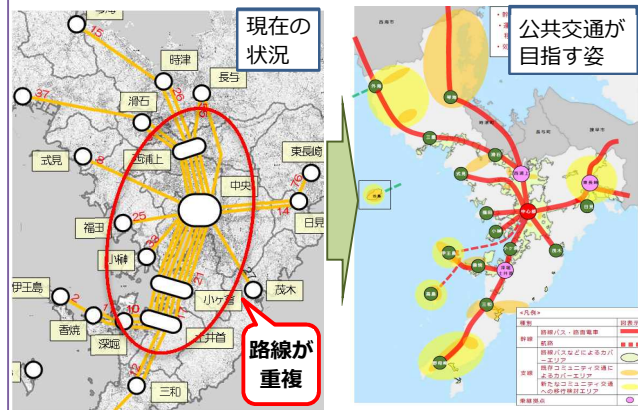
また、令和3年6月には長崎県交通局と長崎自動車(株)が連携協定を締結し、令和4年4月からの共同経営計画が認定され、長崎市においても令和4年10月に長崎市（東部地区）地域公共交通利便増進実施計画の策定を予定しており、持続可能な公共交通ネットワークの構築が進んでいる。

地域公共交通計画・利便増進実施計画 策定状況（R4.1現在）



長崎市地域公共交通計画（R3.8策定）

※既存路線の効率化・見直しに係るものを抽出



- ✓ 人口規模、競合状況等に応じた便数、ダイヤ
- ✓ ハブ＆スポーク型ネットワーク
- ✓ 効率的で地域に合った移動手段の確保

R3.6.9 長崎県交通局と長崎自動車が連携協定締結
「共同経営計画」の認定に向け作業

長崎市（東部地区）地域公共交通
利便増進実施計画 策定予定

また、交通不便地域等においては、地域公共交通確保維持改善事業費補助金制度を活用して、生活路線等の確保・維持・改善が図られている。

〈長崎県内における生活確保維持計画の認定（国庫補助系統数等）の推移〉

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
地域間幹線系統	36系統	33系統	36系統	38系統
地域内フィーダー系統	73系統	69系統	70系統	57系統
離島航路	23航路	23航路	23航路	23航路

《支援メニュー ～地域公共交通確保維持改善事業～》

【交通】地域公共交通の維持・活性化に向けた支援



～地域公共交通確保維持改善事業～

地域公共交通確保維持事業 (地域の状況に応じた生活交通の確保維持) ○ 高齢化が進む過疎地域等の足を確保するための幹線バス交通や地域内交通の運行 ・地域間交通ネットワークを形成する幹線バス交通の運行や車両購入、貸金庫の導入を支援 ・過疎地域等において、コミュニティバス、デマンドタクシー、自家用有償旅客運送等の地域内交通の運行や車両購入、貸金庫の導入を支援 ○ 離島航路・航空路の運航 ・離島住民の日常生活に不可欠な交通手段である離島航路・航空路の運航等を支援	
地域公共交通バリア解消促進事業 (快適で安全な公共交通の実現) ○ 高齢者等の移動円滑化のためのノンステップバス、福祉タクシーの導入、鉄道駅における内方線付点状ブロックの整備 ○ 地域鉄道の安全性向上に資する設備の更新等	
地域公共交通調査等事業 (地域公共交通ネットワーク形成に向けた計画策定等の後押し) ○ 地域における一層の連携・協働とイノベーションに向けた取組の促進を図るための新たな法定計画の策定に資する調査等 ○ 地域におけるバリアフリー化の促進を図るための移動等円滑化促進方針・基本構想の策定に係る調査 ※ 国の認定を受けた鉄道事業再興実施計画、地域公共交通再興実施計画等に基づく事業(地域鉄道の上下分離、地方路線バスの利便性向上、運行効率化等のためのバス路線の再編、デマンド型等の多様なサービスの導入等)について、まちづくりとも連携し、特別措置により支援。 ※ 交通圏全体を見据えた持続可能な地域公共交通ネットワークの実現に向け、都道府県と複数市町村を含む協議会が主体となった協働による取組に対し、計画の策定やバス等の運行への支援の特別措置により後押し(地域公共交通協働・ワイルド推進事業)	

ポストコロナの移動需要を取り込むための公共交通等の高度化の推進



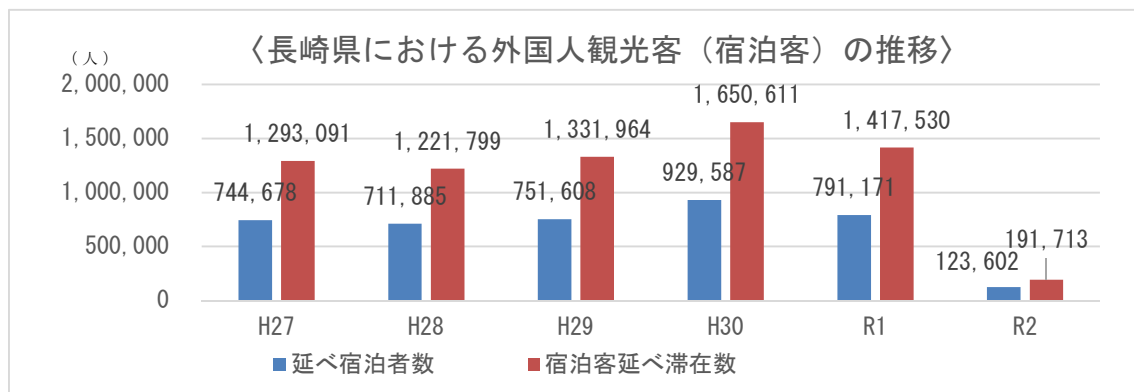
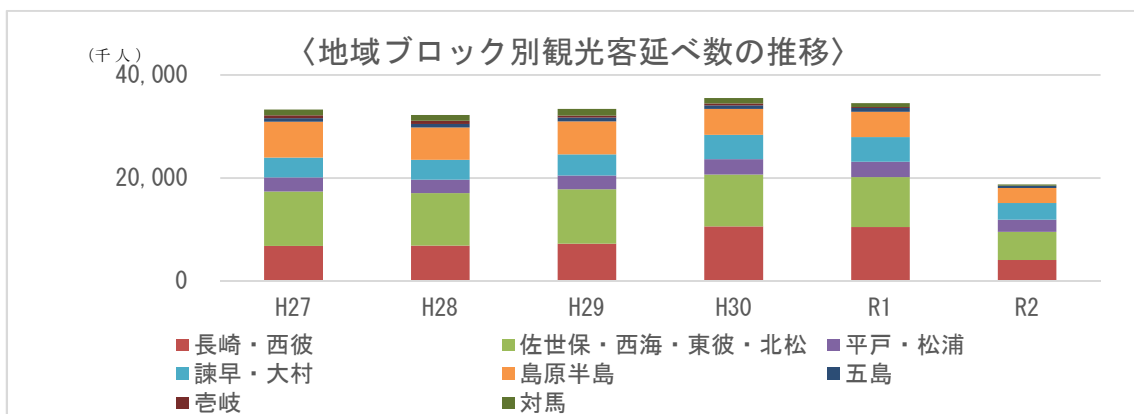
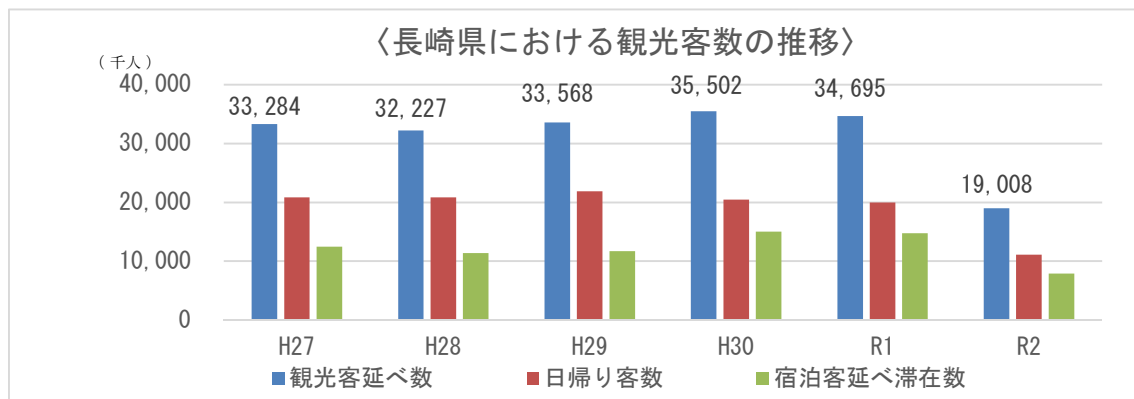
■ ポストコロナにおける回復する移動需要を公共交通等で取り込むためには、 ○ コロナ禍や社会経済情勢の変化により変容した利用者のニーズ的確に対応する ○ 移動の利便性を向上させることが重要。 ■ 一方、移動需要自体がコロナ前の水準に戻らない予測もされているなか、地域の公共交通を維持していくためには、 ○ デジタル化を通じた移動サービス全体の効率化、高度化を図ることも重要。	
変容した利用者のニーズへの対応 デジタル化を通じた移動サービスの効率化 ● ICカードやQRやタッチ決済、顔認証等の新たな決済手段の導入支援 ✓ 決済データ蓄積によりサービスの高度化を可能にし、接触を回避するという変容したニーズに対応 ● シェアサイクルや電動キックボード、グリーンスローモビリティ等の新しいモビリティの導入支援 ✓ カーボンニュートラルに資するほか、ラストワンマイルの移動ニーズにきめ細やかに対応可能、パーソナル性の高い移動を求めるニーズに対応 ● AIオンデマンド交通の導入支援 ✓ 地域において導入されているデマンド交通に対して、AIを用いたシステム導入によりルートや配車、さらには経営を合理化 ● 交通情報のデータ化、混雑情報を提供するシステム等の導入支援 ✓ DXによる経営やサービスの効率化、高度化	公共交通等の面的な利便性向上 ● 積極的に面的な移動サービスの利便性向上、高度化に取り組む事業者への支援 ● 新モビリティサービス事業計画の策定、評価に取り組む事業者への支援 ✓ 地方公共団体、事業者が密接に連携して面的に高度なMaaSの取組について、官民が連携して取組を実施することで、移動の高度化やスーパースマートシティを実現 【参考】ウィーンの事例 ・WIENER LINIEN（ウィーン市交通局）が、U-Bahn（地下鉄）、トラム、バスを一体的に運営。 ・年間定期券により、近郊鉄道も含めた乗り放題サービスを提供。 ・デジタルチケット管理機能を持ったMaaSアプリも存在。 出典:2021/4時点 WIENER LINIEN HP

3. 長崎県の観光の概況

長崎県は、海外との交流、被爆体験による歴史文化や独自の食文化など観光資源が豊富で、国内外からの観光客を引き付けいている。また、世界遺産の「明治日本の産業革命遺産」と、「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」に加え、「出島表門橋架橋」などの新たな観光資源を付加するなど、県内各地域が観光資源を磨きなおし、魅力的な観光まちづくりに取り組んでいる。

令和2年は新型コロナウイルス感染拡大に伴う観光需要の大幅な減少や観光施設、宿泊施設の休館、政府による外国人の入国制限等に伴う訪日外国人の減少などの影響により、観光客延べ数は調査以降最大の減少率となり、去年から1,570万人減の1,901万人(対前年比▲45.2%)となった。

また外国人観光客(宿泊客)については、各国・地域において水際対策等が強化された影響等により、延べ宿泊者数は、昨年から66.8万人減の12.3万人(対前年比▲84.4%)となった。



自治体名	主な観光関係施策
長崎市	・(一社)長崎国際観光コンベンション協会が日本版 DMO(地域 DMO)に認定 H30.3 登録 ・JNTO認定「外国人観光案内所」設置(長崎駅、出島ワープ) ・浜んまち 免税一括カウンター設置 H28.2.1 ・長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産(大浦天主堂 他) H30.7 世界文化遺産登録 ・明治日本の産業革命遺産(小菅修船所跡・端島炭鉱・旧グラバー住宅 等) H27.7 世界文化遺産登録 ・観光立国ショーケースとして、釧路市、金沢市と共に選出 H28.1.29 ・地域資源を活用した観光地魅力創造事業(H27・28 年度)選定 H27.6.26 ・広域観光周遊ルート形成促進事業における広域観光拠点地区(大浦天主堂・軍艦島)認定 H27.6.12 ・MICE 施設「出島メッセ長崎」が開業 R3.11.1 ・長崎市がモナコ・上海とともに世界新三大夜景に認定 R3.11.19 ・日本遺産「砂糖文化を伝えた長崎街道～シュガーロード～」 R2.6.19 認定 【対象地域:長崎市・諫早市・大村市・佐賀県(嬉野市・佐賀市・小城市)、福岡県(飯塚市・北九州市)
佐世保市	・(公財)佐世保観光コンベンション協会が日本版 DMO(地域連携 DMO)に認定 H29.11 登録 ・佐世保港が「官民連携による国際クルーズ拠点」を形成する港湾に選定 H29.1.31 ・JNTO認定「外国人観光案内所」設置(佐世保駅) ・佐世保港国際ターミナル(葉港テラス)完成 H27.2.21 ・長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産(黒島の集落)H30.7 世界文化遺産登録 ・広域観光周遊ルート形成促進事業における広域観光拠点地区(九十九島パールシーリゾート)認定 H27.6.12 ・「海風の国」佐世保・小値賀観光圏 【認定期間:H25.4.1～H30.3.31、認定期間更新:H30.4.1～R5.3.31 構成自治体:佐世保市・小値賀町】 ・日本遺産「日本の磁器のふるさと肥前 ～百花繚乱のやきもの散策～」 H28.4.25 認定 【対象地域:佐世保市・平戸市・波佐見町・佐賀県(唐津市・伊万里市・武雄市・嬉野市・有田町)】 ・日本遺産「鎮守府 横須賀・呉・佐世保・舞鶴 ～日本近代化の躍動を体感できるまち～」 H28.4.25 認定 【対象地域:佐世保市・呉市・横須賀市・舞鶴市】
島原市	・(株)島原観光ビューローが日本版 DMO(地域 DMO)に認定 R2.1 登録 ・広域観光周遊ルート形成促進事業における広域観光拠点地区(島原温泉・島原半島ジオパーク) ・島原半島が世界ジオパーク認定(H21.8) ・(一社)島原半島観光連盟が日本版 DMO(地域連携 DMO)候補法人登録 ・九州オルレ 島原コース
大村市	・JNTO認定「外国人観光案内所」設置(長崎空港)
平戸市	・長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産(平戸の聖地と集落(春日集落と安満岳・中江ノ島)) H30.7 世界文化遺産登録 ・九州オルレ 平戸コース ・日本遺産「日本の磁器のふるさと肥前 ～百花繚乱のやきもの散策～」 H28.4.25 認定 【対象地域:佐世保市・平戸市・波佐見町・佐賀県(唐津市・伊万里市・武雄市・嬉野市・有田町)】 ・(一社)平戸観光協会が観光地域づくり法人(地域 DMO)に認定 R3.3.31 登録
対馬市	・日本遺産「国境の島 杵岐・対馬・五島 ～古代からの架け橋～」 H27.4.24 認定 【対象地域:対馬市・杵岐市・五島市・新上五島町】
杵岐市	・家族の時間づくりプロジェクト拡大推進事業 H27.4.28 選定【対象地域:杵岐市のみ】 ・日本遺産「国境の島 杵岐・対馬・五島 ～古代からの架け橋～」 H27.4.24 認定 【対象地域:対馬市・杵岐市・五島市・新上五島町】
五島市	・長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産(奈留島の江上集落・久賀島の集落) H30.7 世界文化遺産登録 ・日本遺産「国境の島 杵岐・対馬・五島 ～古代からの架け橋～」 H27.4.24 認定 【対象地域:対馬市・杵岐市・五島市・新上五島町】
雲仙市	・広域観光周遊ルート形成促進事業における広域観光拠点地区(雲仙温泉・島原半島ジオパーク) H27.6.12 認定 ・島原半島が世界ジオパーク認定(H21.8)
南島原市	・長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産(原城跡) H30.7 世界文化遺産登録 ・広域観光周遊ルート形成促進事業における広域観光拠点地区(小浜温泉・島原半島ジオパーク)認定 H27.6.12 ・島原半島が世界ジオパーク認定(H21.8) ・九州オルレ 南島原コース
東彼杵郡:波佐見町	・日本遺産「日本の磁器のふるさと肥前 ～百花繚乱のやきもの散策～」 H28.4.25 認定 【対象地域:佐世保市・平戸市・波佐見町・佐賀県(唐津市・伊万里市・武雄市・嬉野市・有田町)】 ・(一社)波佐見町観光協会が日本版 DMO(地域 DMO)候補法人登録
北松浦郡:小値賀町	・長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産(野崎島の集落後) H30.7 世界文化遺産登録 ・「海風の国」佐世保・小値賀観光圏 【認定期間:H25.4.1～H30.3.31、認定期間更新:H30.4.1～R5.3.31 構成自治体:佐世保市・小値賀町】
南松浦郡: 新上五島町	・長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産(頭ヶ島の集落) H30.7 世界文化遺産登録 ・日本遺産「国境の島 杵岐・対馬・五島 ～古代からの架け橋～」 H27.4.24 認定 【対象地域:対馬市・杵岐市・五島市・新上五島町】

1. 海事思想普及の取組の概況

「海」に対する国民の理解と認識を高める目的で設けられた7月の「海の月間」を中心に、海事思想普及のため様々な活動を行っている。

これらの取組は、海運・造船などの海事産業で若年労働者不足が深刻化していることから、次世代を担う子供たちに海事産業への理解を深めてもらい、将来の海事に携わる人材の育成を目的とする取り組み「次世代人材育成推進事業」を兼ね、小・中学生を対象に造船所施設等の見学会などを開催している。

なお、平成29年3月に小中学校社会科の学習指導要領が改定され、海事産業が果たす重要な役割について、令和2年度から全国の小学校で、令和3年度からは全国の中学校で社会科の授業内容に盛り込まれることになった。

年 月 日	開 催 内 容	参 加 者	概 要
R3.7.14~26	長崎港「海の日」小学生 図画コンクール作品展	応募作品 997点	長崎市内の小学生を対象に海に関する 図画を募集。優秀作品を市内デパートに 展示
R3.7.21 R3.7.29	「海の日」記念式典 海事功労者表彰式	長崎地区受賞者 12名 佐世保地区受賞者 1名	海事功労者と優良船員等の表彰式
R3.8.12~17	中学生海の絵画 コンクール作品展	出展作品 73点	佐世保海事事務所管内の中学生からの 応募作品を市内デパートに展示
R3.10.20	海事産業施設見学会	佐世保市立光海中学校 51名 同校教諭 13名	佐世保港内クルーズ、出前講座、営業倉 庫見学、造船所見学
R3.10.26	海事産業施設見学会	佐世保市立花高小学校 102名 同校教諭 5名	佐世保港内クルーズ、出前講座、造船所 見学
R3.12.8	海事産業施設見学会	長崎県立佐世保工業高等学校機械科 40名 同校教諭 3名	(株)西日本流体技研及び前畑造船(株)に おいて、会社説明及び現場見学
R3.12.10	海事産業施設見学会	長崎市深堀小学校 38名 同校教諭 3名	福岡造船株式会社長崎工場で行なわれ た進水式を見学

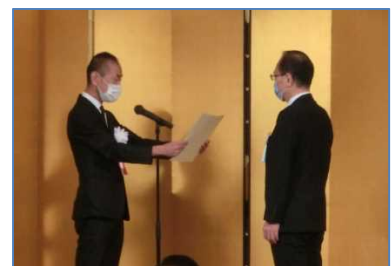
海事産業施設見学会(進水式見学)



長崎港「海の日」図画コンクール表彰式



「海の日」記念式典



海事産業施設見学会(倉庫見学)



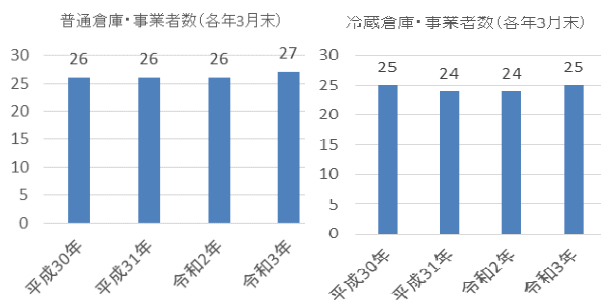
海事産業施設見学会(倉庫見学)

海事産業施設見学会
(佐世保港内クルーズ)

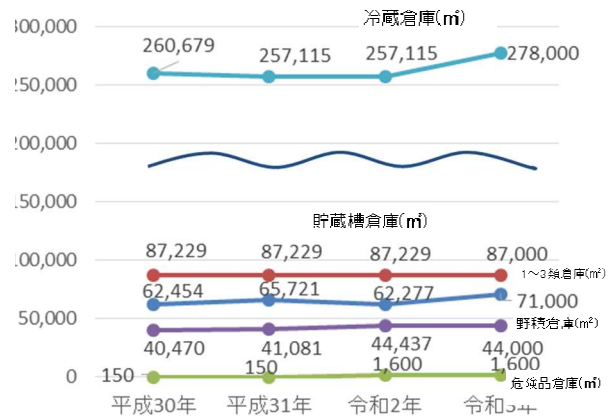
2. 倉庫業の概況

長崎県管内の令和2年度末の事業者数は、普通倉庫27社、冷蔵倉庫25社となっている。
倉庫庫腹量は、1～3類倉庫71千㎡、野積倉庫44千㎡、貯蔵槽倉庫87千㎡、危険品倉庫1600㎡、冷蔵倉庫278千㎡となっている。
普通倉庫における入庫高は、農水産物が241千トンで、この1品目で全体の約70%を占めている。
また、冷蔵倉庫における入庫高は、冷凍水産物が80千トンで、この1品目で全体の約54%を占めている。また、新型コロナの影響で、令和元年度における冷凍食品の入庫高が81千トンとなった。

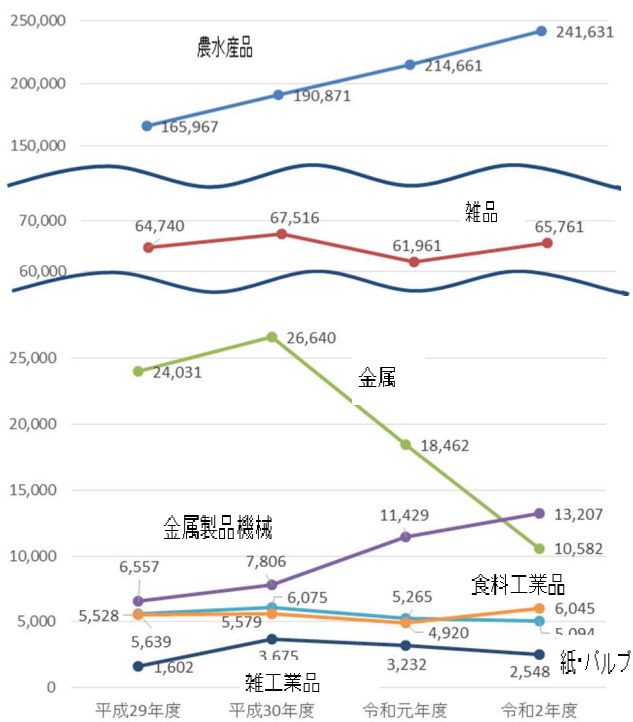
倉庫事業者数及び倉庫庫腹量(各年3月末)



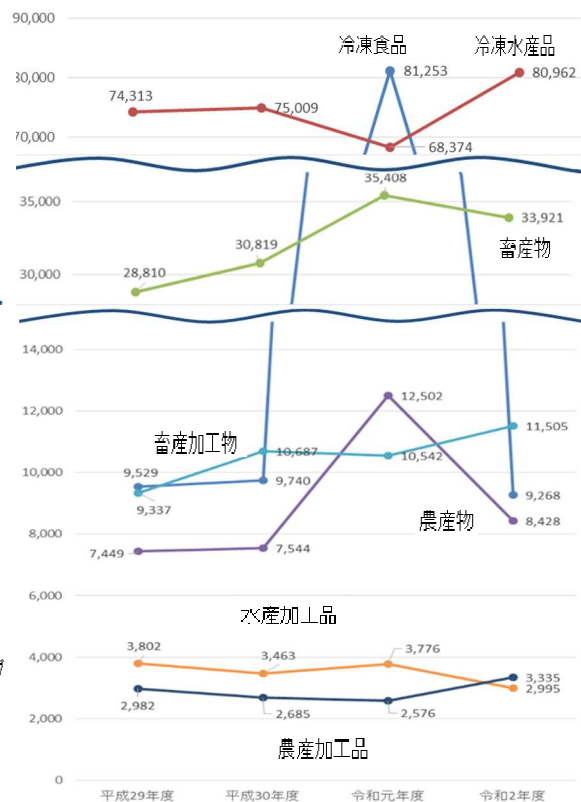
倉庫庫腹量



普通倉庫入庫高(トン)



冷蔵倉庫入庫高(トン)



1. 旅客船航路事業の概況

長崎県は594島の離島を有し、有人離島数はそのうち72島と全国一位となっており、海岸線の総延長においても北海道について全国二位の海洋県であり、海上交通が生活のため重要な交通手段となっている。令和3年3月31日現在、長崎運輸支局における一般旅客定期航路事業は24事業者32航路となっている。

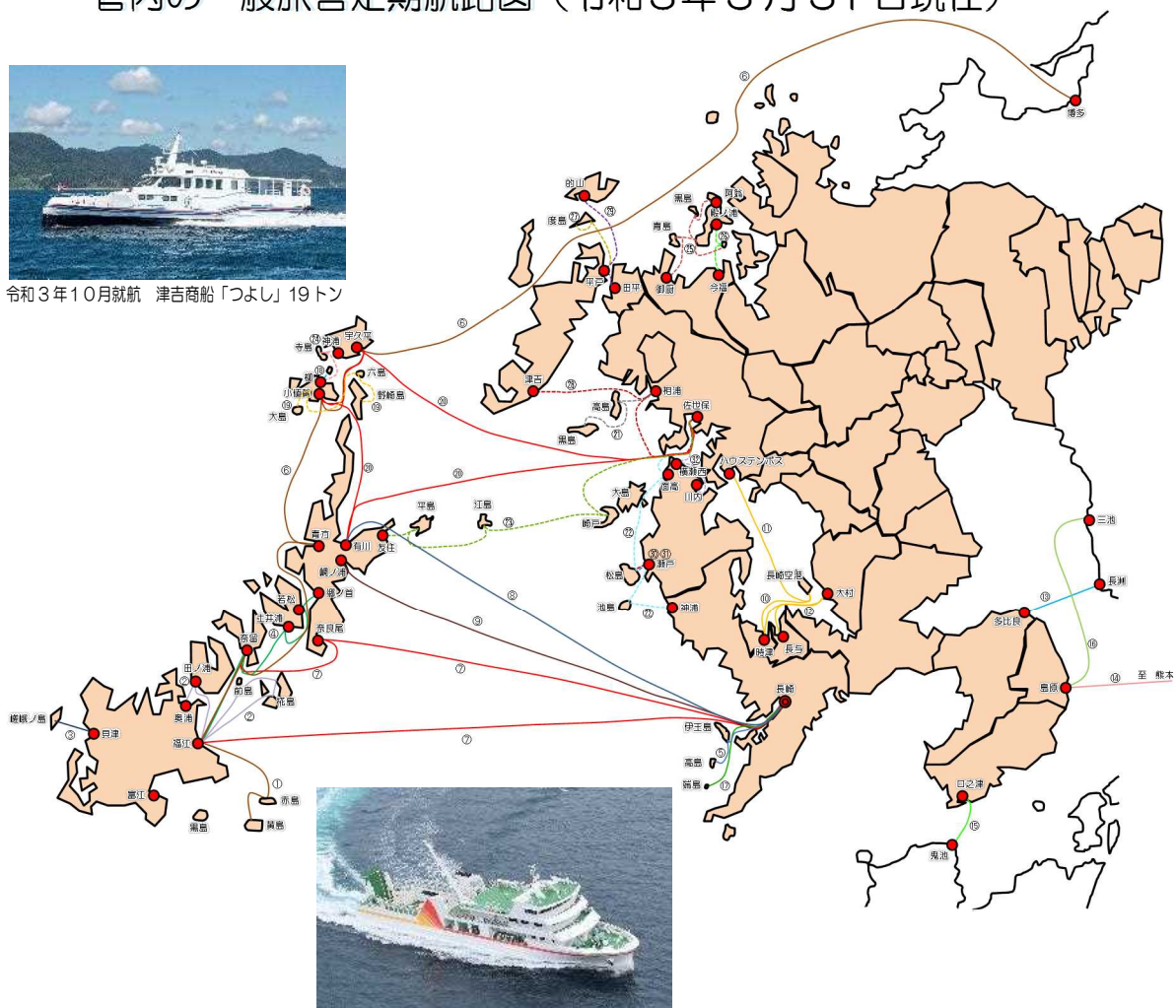
航路の主な形態として「離島航路」「半島航路」「観光航路」に大別されるが、有人離島が多いことから約75%が離島航路である。多くの離島航路は過疎化による人口減少や高齢化の進行等に伴う利用客の減少から、島内の自然や観光スポットを利用した集客施策を種々企画開催しているものの、利用客の減少は止まらず赤字経営を余儀なくされている。

新型コロナウイルスの影響では、令和2年4月以降に国庫補助航路以外の離島基幹航路や半島航路で大幅に利用実績が落ちていることから、長崎県や市町をはじめ国の実証実験補助等の支援を受け、減便等で規模を縮小しつつ、運航継続を図っている。

管内の一般旅客定期航路図（令和3年3月31日現在）



令和3年10月就航 津吉商船「つよし」19トン



令和3年3月就航 五島旅客船「OCEAN」431トン

※港内周遊等の観光航路及び休止中航路を除く。

管内 一般旅客定期航路 一覧表

令和3年3月31日現在

管轄	事業者名	航路名	航路種別等	主要船舶(※)
長崎	尙黄島海運	① 黄島～福江	国庫補助	「おうしま(純)42ト」
	尙木口汽船	② 久賀～福江～杵島	〃	「フェリーひさか(車)155ト」 「ソレイユ(高)19ト」 外1隻
	嵯峨島旅客船尙	③ 嵯峨島～貝津	〃	「さがのしま丸(純)19ト」
	五島旅客船株	④ 郷ノ首～福江	〃	「OCEAN (車) 431ト」 「ニューたいよう(高)102ト」
	野母商船株	⑤ 長崎～伊王島～高島	〃	「鷹巣(高)124ト」 外1隻
		⑥ 福江～青方～博多	〃	「太古(車)1598ト」
	九州商船株	⑦ 長崎～五島	離 島	「ペがさす(JF)163ト」 「万葉(車)1553ト」 外2隻
		⑧ 有川～長崎	〃	「シープリンセス(高)123ト」 外1隻
	株五島産業汽船	⑨ 鯛之浦～長崎	〃	「びっぐあーず(高)293ト」 外1隻
	安田産業汽船株	⑩ 時津～長崎空港		「エアポートライナー8(高)12ト」 外12隻
		⑪ 長崎空港～ハウステンボス		「オーシャンライナー3(高)19ト」 外12隻
		⑫ 大村レース場～時津		「オーシャンライナー(高)19ト」 外10隻
	有明海自動車航送船組合	⑬ 多比良～長洲		「有明みらい(車) 698ト」 外2隻
	九商フェリー株	⑭ 島原～熊本		「フェリーくまもと(車)1165ト」 外1隻
	島原鉄道株	⑮ 口之津～亀池		「フェリーあまくさⅡ(車)620ト」 外1隻
	やまさ海運株	⑯ 島原～大牟田		「しまばら丸(高)19ト」 外1隻
		⑰ 長崎～軍艦島		「マルバージャ(純)97ト」 外1隻
佐世保	小値賀町	⑱ 柳～納島	国庫補助	「さいかい(純)14ト」
		⑲ 笛吹～大島・野崎	〃	「はまゆう(高)19ト」
	九州商船株	⑳ 佐世保～上五島	〃	「シークイーン(高)115ト」 「フェリーなみじ(車)1150ト」 外2隻
	黒島旅客船尙	㉑ 黒島～高島～相浦	〃	「フェリーくろしま(車)182ト」
	西海沿岸商船株	㉒ 佐世保～神浦	〃	「フェリーかしま(車)193ト」 「れびーどエクセル(高)134ト」 外2隻
	崎戸商船株	㉓ 友住～佐世保	〃	「みしま(車)194ト」
	佐世保市	㉔ 神浦～寺島～柳	〃	「みつしま(純)19ト」
	鷹島汽船尙	㉕ 阿翁～御厨	〃	「フェリーたかしま2(車)162ト」
		㉖ 殿ノ浦～今福	〃	「たかしま(純)60ト」
	竹山運輸尙	㉗ 度島～平戸	〃	「第三フェリー度島(車)199ト」 外1隻
	津吉商船株	㉘ 津吉～相浦～佐世保	〃	「コバルト21(高)19ト」
	平戸市	㉙ 大島～平戸	〃	「フェリー大島(車)272ト」
	株江崎海陸運送	㉚ 瀬戸～松島	離 島	「シャトル5号(車)346ト」
	西海市	㉛ 釜浦～瀬戸	〃	「New松島(純)99ト」
	瀬川汽船株	㉜ 川内～佐世保	〃	「せがわ(高)19ト」 外1隻

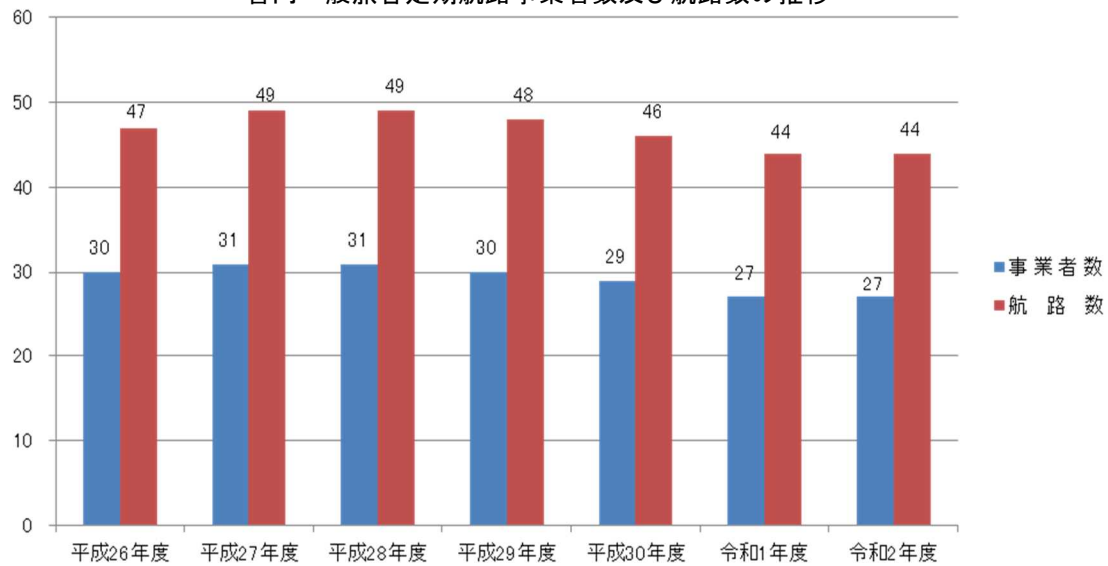
※ 主要船舶の()は船種で、「純：純客船」「高：航海速度22ノット以上の高速船」「JF：ジェットフォイル」「車：自動車送船」である。

2. 一般旅客定期航路事業の概況

事業者数、航路数は昨年度から減少し、実績について旅客数、車両数ともに減少した。近年はバリアフリー対応の代替船舶建造が進められている。

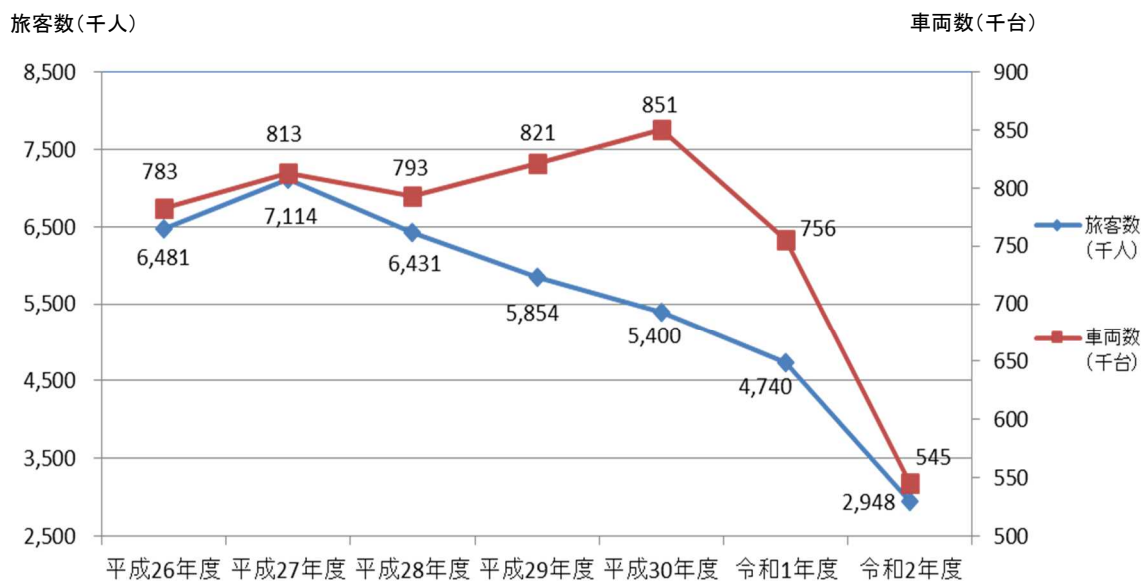
新型コロナウイルスの影響は甚大であり、特に離島基幹航路及び半島航路などで著しい減少となっている。対して、本土との直接交通がない二次離島航路等は買物、通院、通勤、通学等が主な利用者となっていることから、大幅な減少には至っていない。

管内一般旅客定期航路事業者数及び航路数の推移



※観光周遊航路等の観光航路及び休止中航路を含む。

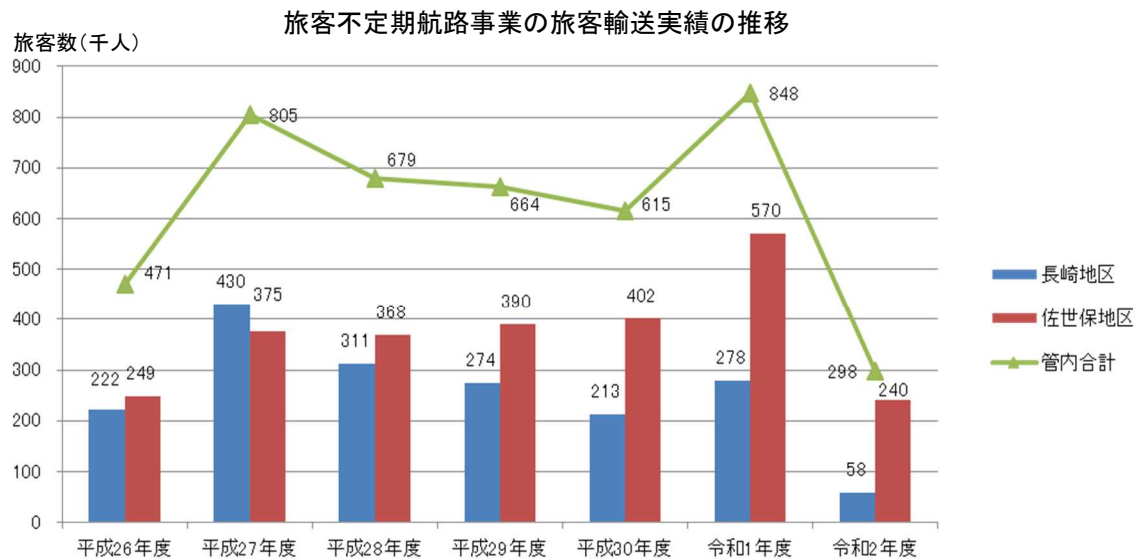
一般旅客定期航路の旅客及び車両輸送実績



3. 旅客不定期航路事業の概況

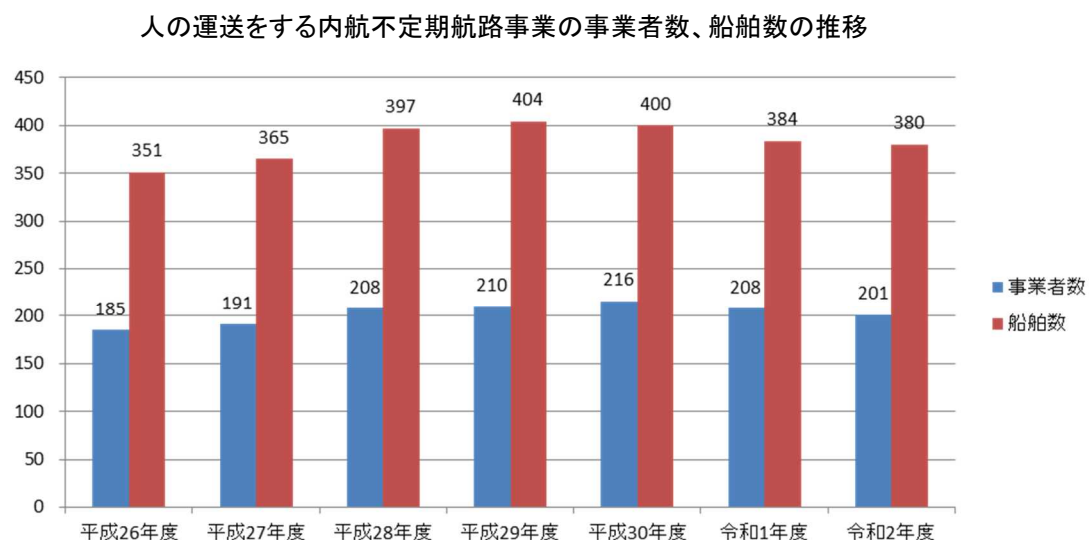
主な形態としては「観光遊覧船」「貸切旅客船」「通船」があり、令和3年3月時点で、30事業者51航路となっている。

新型コロナウイルスの影響は、エリアの重要な観光コンテンツとなっている軍艦島、イルカウォッチング、ハウステンボス、九十九島などの観光遊覧航路を中心に大変厳しい状況となっている。



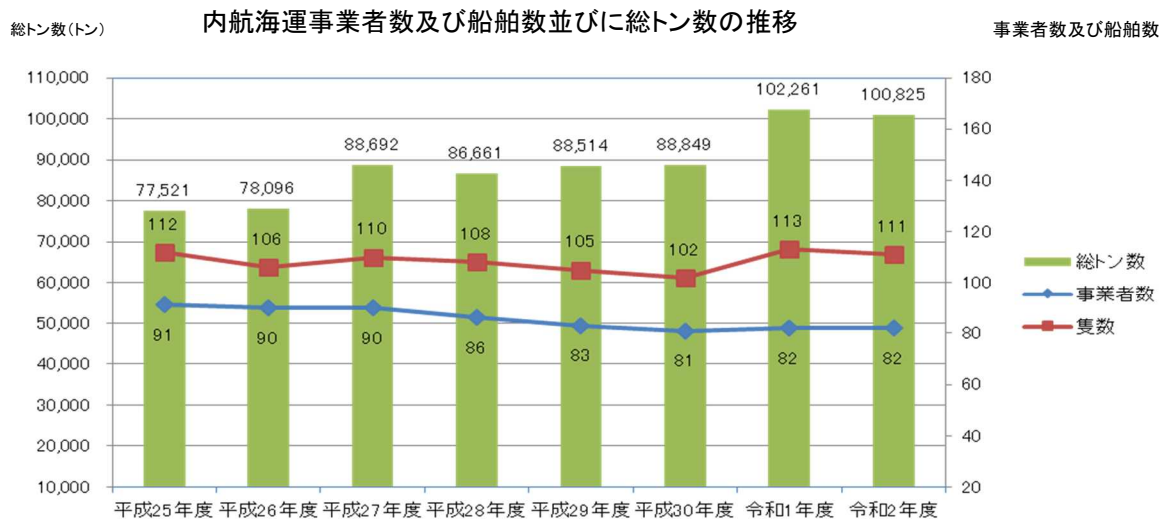
4. 人の運送をする内航不定期航路事業の概況

有明海エリアのイルカウォッチング等の観光や離島各港間の海上タクシーが中心であり、令和3年3月時点で、管内の事業者数は201事業者となっている。



5. 内航海運事業の概況

内航海運業法に基づく国内間の貨物船を運航する事業であり、令和3年3月時点で、総トン数100トン以上の船舶を使用して事業を行う登録事業者が43社、100トン未満の船舶で行う届出事業者が39社となっている。

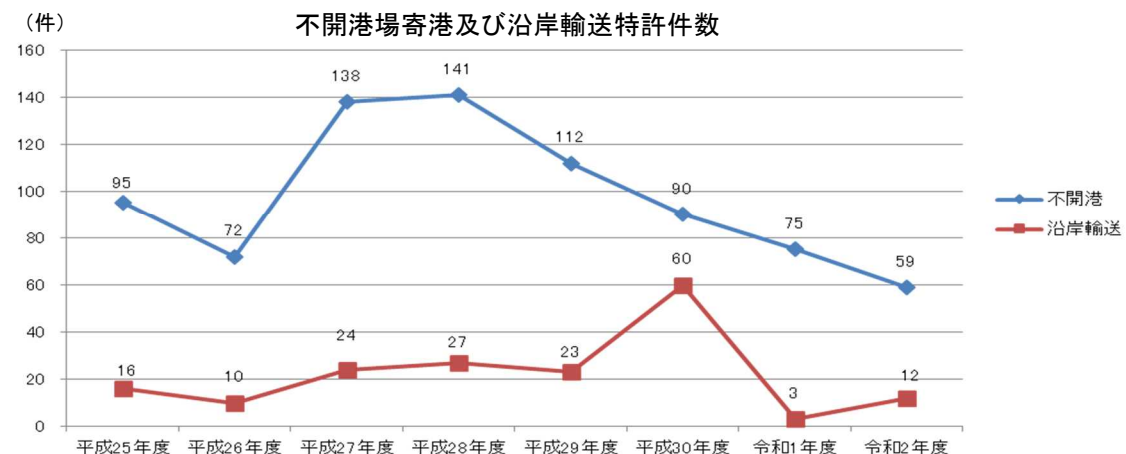


6. 不開港場寄港及び沿岸輸送特許業務の概況

長崎運輸支局における関税法による開港は、長崎三重式見港・佐世保港・松島港・松浦港の4港であり、その他は不開港である。

「不開港場寄港特許」は、五島地区の韓国向け養殖魚や、韓国・中国から西海市の大島造船所へ鉄鋼を揚荷するための寄港が対象である。

「沿岸輸送特許」は船内作業や船舶メンテナンスのための作業員の乗船、外航コンテナ貨物船の自社所有の空コンテナ輸送等が対象となっている。



7. 港湾運送事業の概況

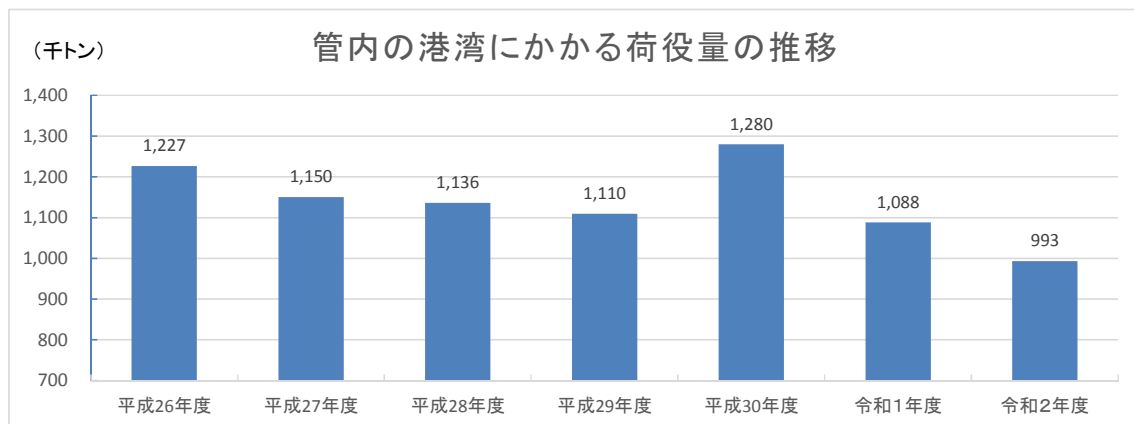
港湾運送事業法に基づき指定された主要な港湾において、船舶または陸上からの貨物の積卸、移動、荷さばき等を行う事業で、長崎県の指定港は、長崎港・佐世保港・相浦港・臼浦港の4港であり、令和3年3月時点で、事業者数は18事業者(25業種)となっている。

長崎港では、金属機械工業品(鉄鋼等)が37.5%を占めている。佐世保港では、港内水域の約8割が米海軍佐世保基地による制限水域となっていること等から、荷役の場所が前畑地区に限定されている。近年長崎の基幹産業である造船業の規模縮小により荷役実績も減少傾向にある。

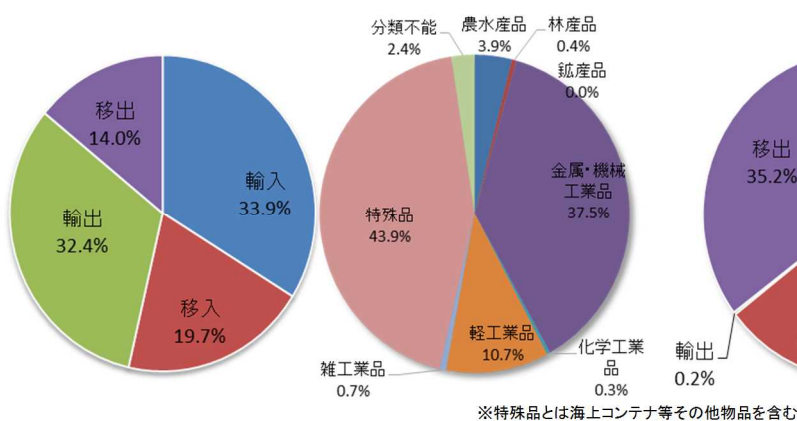
管内の各港の港湾運送事業者数

港\業種	事業者数	業 種						
		一般	港湾荷役			はしけ	いかだ	合計※
			一貫	船内	沿岸			
長崎港	10	3	3	1	4	2	0	13
佐世保港	6	2	0	1	5	1	0	9
相浦港	1	0	0	0	1	0	0	1
臼浦港	1	0	0	1	1	0	0	2
合 計	18	5	3	3	11	3	0	25

※兼業している事業者がいるため事業者数合計と合わない

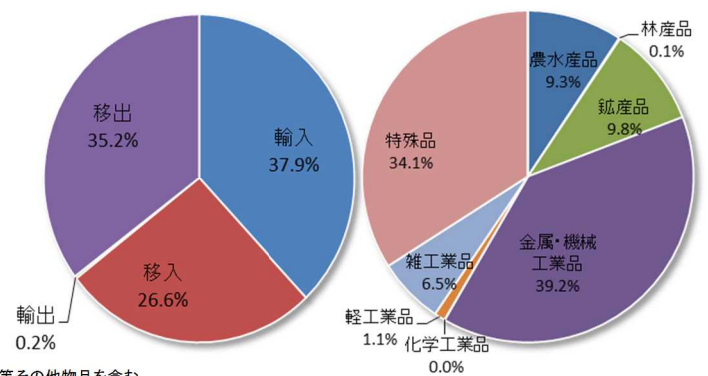


長崎港荷役内訳及び取扱



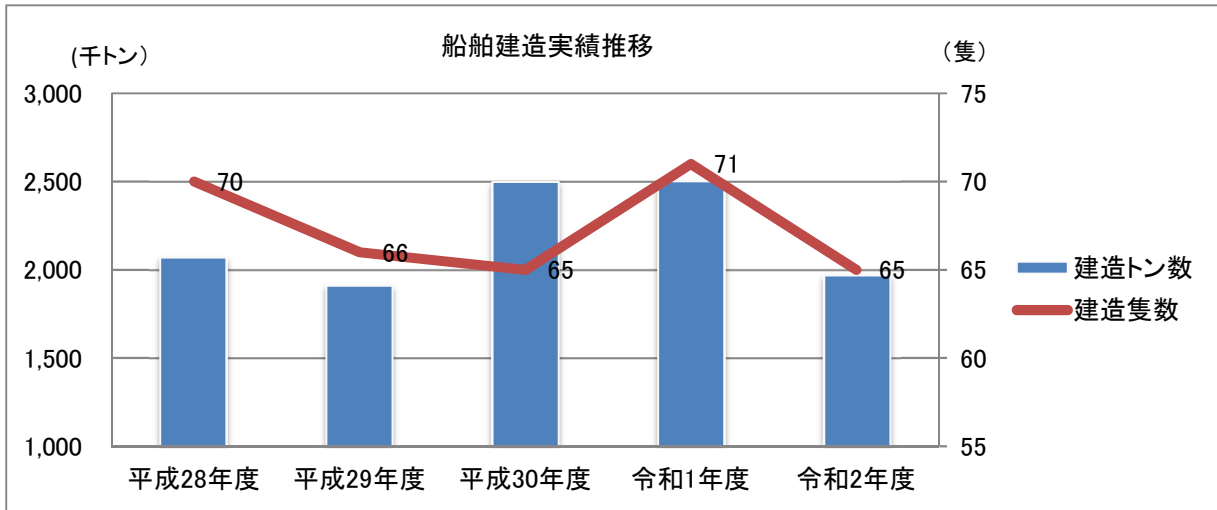
佐世保港※荷役内訳及び取扱品目

※佐世保港は佐世保港・相浦港・臼浦港の合計



1. 造船事業の概況

長崎県は全国でも有数の造船の県である。令和2年度の県内造船所での建造隻数は65隻、総トン数は1,969,099トンに上る。大手・中手では主にばら積み貨物船やケミカルタンカー等を建造し、中小造船所では主に漁船、旅客船等が建造されている。



管内造船所のトピックス

三菱重工業長崎造船所香焼工場について

・三菱重工業長崎造船所香焼工場については、グループの三菱重工海洋鉄構が船舶の建造及び修繕を行っていたが、中国・韓国との競争の激化による新造船商談の減少等や、クルーズ船修繕事業も検討されたが新型コロナウイルスによりクルーズ自体が下火になったこともあって操業が困難な状況となっており、西海市にある大島造船所への工場の売却が進められていた。

令和3年9月に最後の新造船が竣工し、同年12月に建造ドック及び艀装岸壁の一部が大島造船所へ譲渡された。現時点で新造船の予定は無いが、本格的に移働するのは、組立や切断工場の譲渡予定である令和4年12月以降になる見込みである。

修繕ドックは、三菱造船が三菱重工業から借り受ける形で継承しており、三菱造船下関造船所に入渠出来ない大型船その他一般商船の修繕の他、上五島石油備蓄基地にある石油貯蔵タンクの修繕業務を行う。

佐世保重工業について

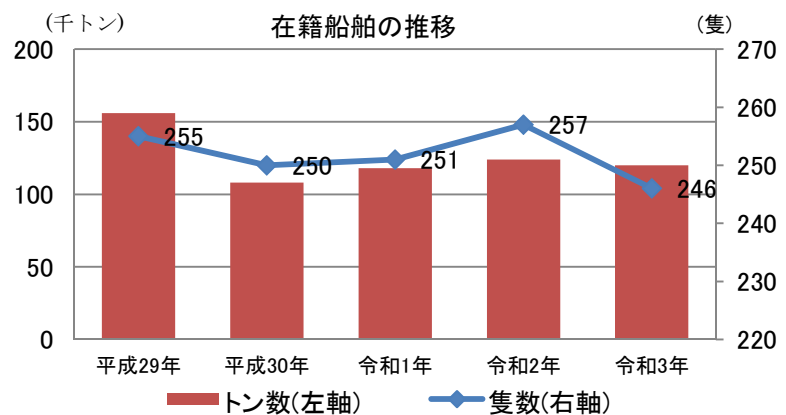
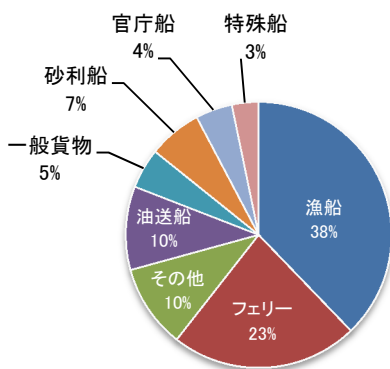
佐世保重工業は経営状況改善のため、令和4年1月ばら積み貨物船「TOLMI」の竣工をもって、新造船事業から撤退することとなった。今後は海上自衛隊の艦艇や客船等の修繕船事業および機械事業に集中し、経営の立て直しを図る。

2. 船舶登録の概況

令和3年12月末現在、管内(佐賀県の一部を含む)の市町村に船籍港を定める在籍船舶数(総トン数20トン以上)は246隻、その合計総トン数は約119,687トンとなっており、在籍船舶数及び総トン数共に昨年と比較すると減少している。

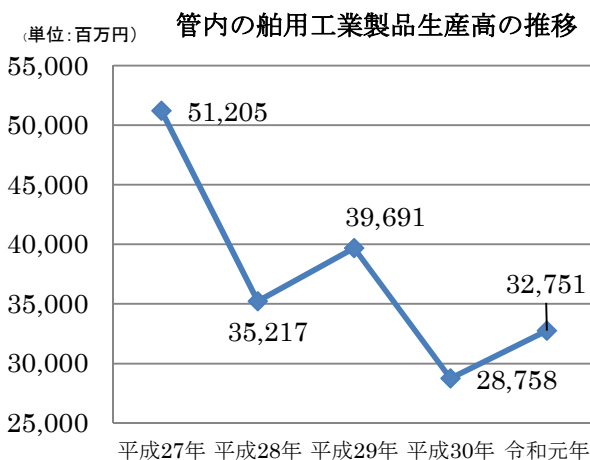
船種としては漁船が93隻(約38%)、及び旅客船・フェリー(貨物フェリー含む)が56隻(約23%)とで全体の半数以上を占めており、水産業が盛んで、離島が多い長崎県の特徴が船種に反映されているといえる。

用途別在籍船舶の割合(隻数ベース)

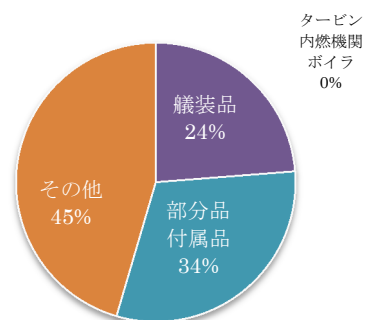


3. 船用工業の概況

船用工業とは、船舶に搭載するエンジン(ディーゼル機関等)、プロペラ、航海用機器、荷役機械等を製造・供給する産業のことである。長崎県全体での令和元年の管内船用工業製品の生産額は約327億円となっているが、タービン、内燃機関、ボイラの製造実績が無い状況となっている。



管内の船用工業製品の製造割合(令和元年)

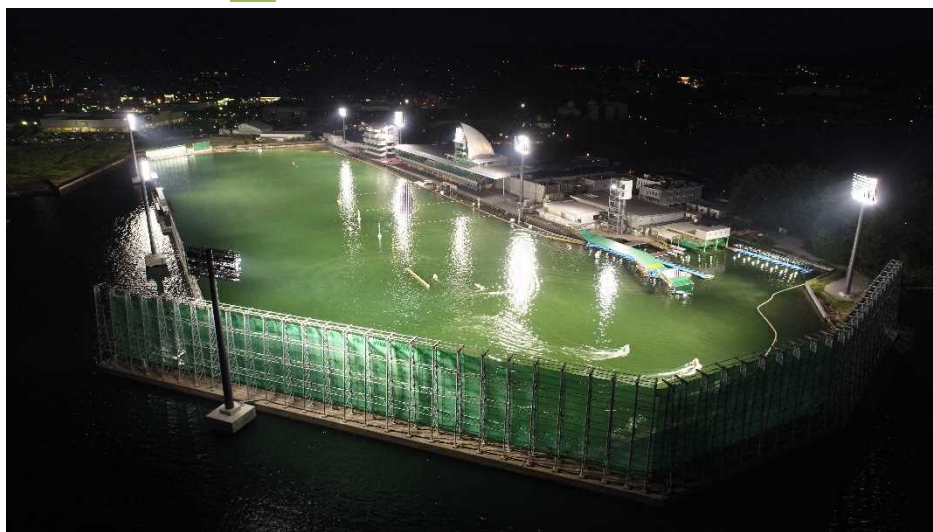
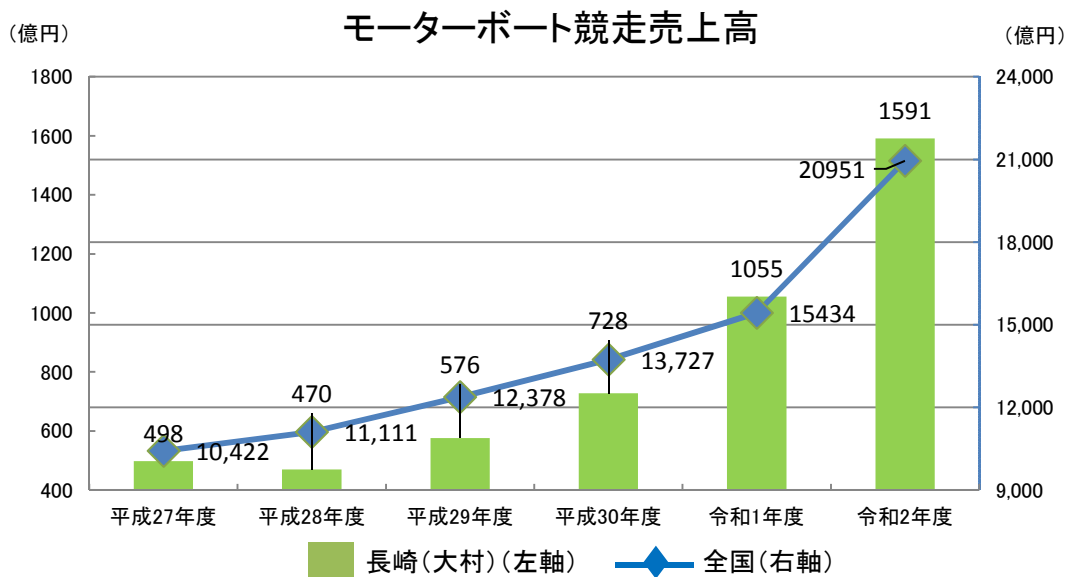


4. モーターボート事業の概況

管内のモーターボート競走場である大村競走場(ボートレース大村)は、昭和 27 年に全国で初めてモーターボート競走を開催した「ボートレース発祥の地」である。

平成 30 年 9 月 23 日よりナイターレースが開始され、全国では7番目、九州運輸局管内では下関、若松競走場に続いて3番目の実施である。

令和 2 年度の売り上げは約 1,591 億円で、昨年に引き続き全レース場の中で売り上げ日本一の座を維持している。インターネット投票による売上の割合が多く、各種キャンペーンを実施して売上増を図っている。また SG レース (5 つの階級で最上級のレース)が毎年度開催されており、令和 4 年 3 月に「第 57 回ボートレースクラシック」が開催され、同年 12 月には「第 37 回ボートレースグランプリ」が予定されている。



大村ボートレース場

5. 船舶検査関係業務の概況

船舶検査には、海上における人命及び船舶の安全の確保を目的とした「船舶安全法」に基づく検査及び海洋環境の保護を目的とした「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律」に基づく検査があり、それぞれ技術基準への適合性を確認するため、法令の規定に従い定期的な検査が実施されている。

管内の大手造船事業者は、特殊船、艦船など各種大型船舶の建造・修繕、中小造船事業者は、漁船に加え、中小型の旅客船、カーフェリー、貨物船、押船、ケミカルタンカーなどの船舶の建造・修繕へと多様化している。



ジェットフォイルの検査の様子



可変ピッチプロペラの検査の様子

船舶検査に関する最近の動き

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第17条第2項第1号の船舶に対する雑証明の交付要領の制定について

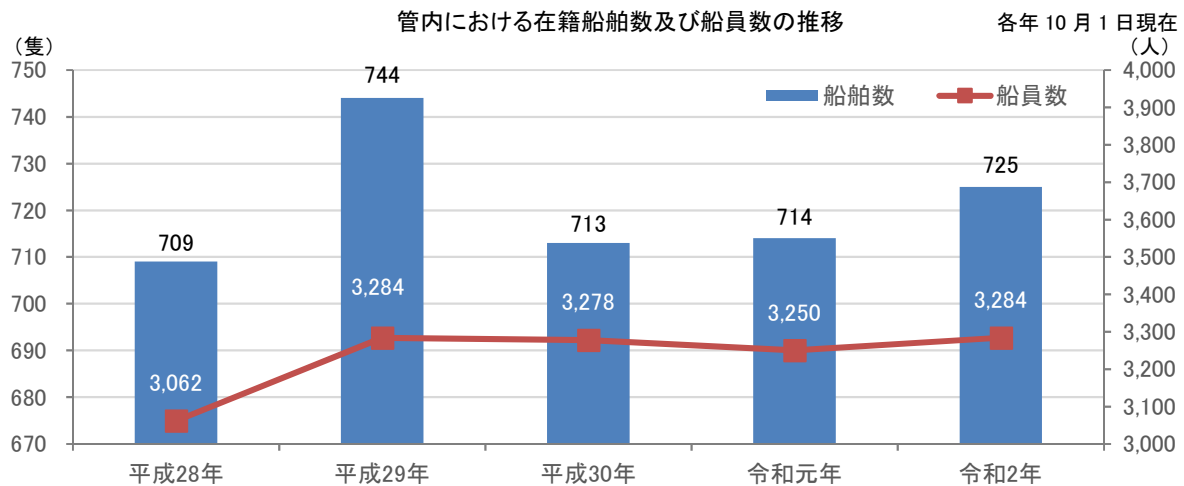
令和3年12月9日（施行日）以降、任意の制度として、海防法第17条第2項に基づく適用除外を受けた船舶の船舶所有者に対し、その申請に応じて、適用除外を受けた事実を証明するための雑証明を交付することとし、必要な事項をまとめた雑証明の交付要領が制定された。これに付随して、期限を付して航行する海域を日本国の内水、領海若しくは排他的経済水域又は公海のみとする旨を海洋汚染等防止証書に条件として記載する場合の記載例を海洋汚染等防止法検査関係事務取扱要領に規定された。

海洋汚染等防止法検査心得の一部改正について

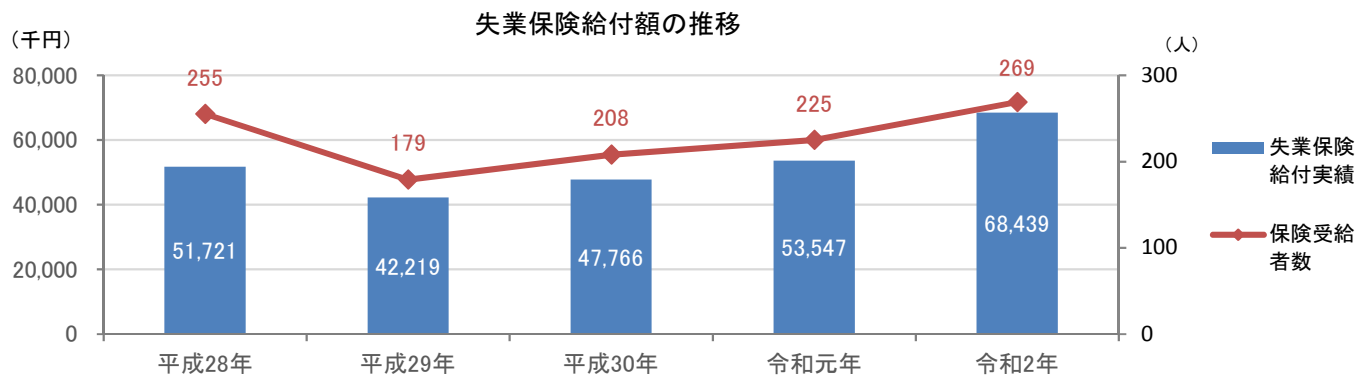
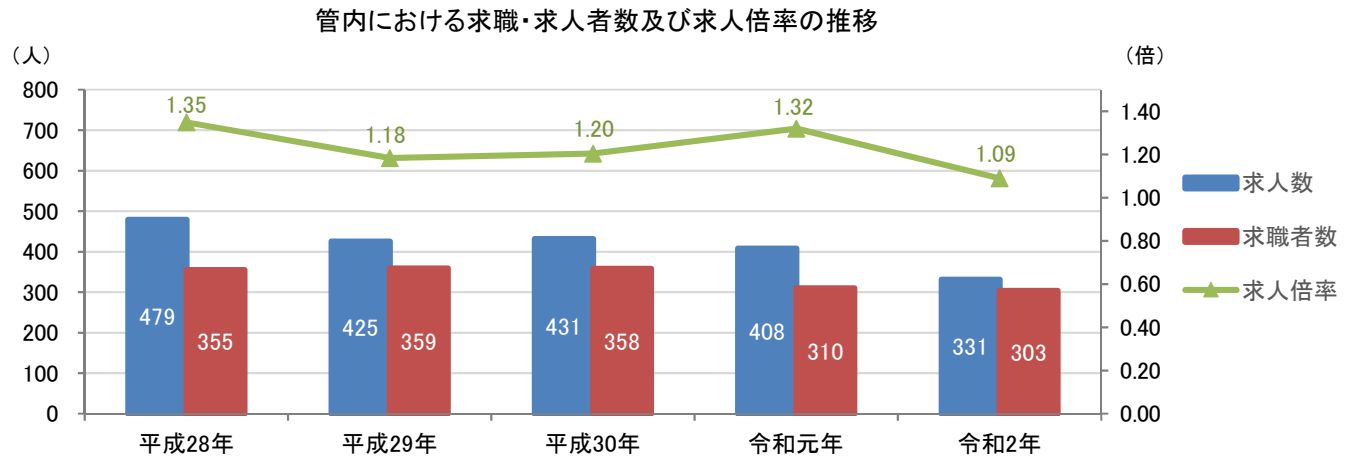
令和3年7月12日（施行日）以降、平水区域のみを航行する液体油脂ばら積船に対する船型要件を適用除外とする規定が追加された。また、液体油脂及び液体油脂以外の有害液体物質の両方を輸送する船舶に適用される技術上の基準が明確化された。

1. 船員関係業務の概況

在籍船舶数及び船員数は、どちらも九州運輸局管内総数の約4分の1を占めている。

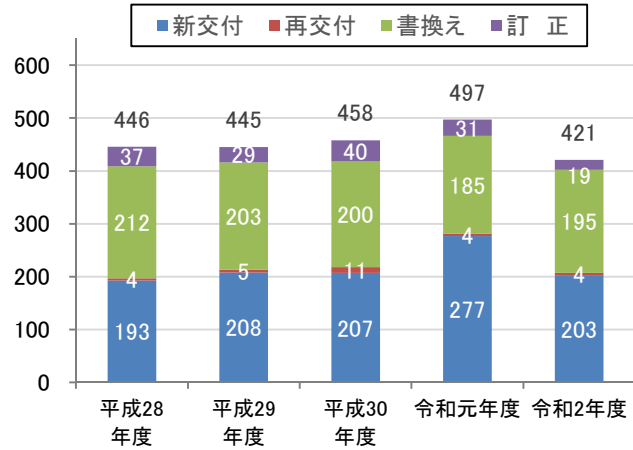


2. 船員職業安定関係業務の概要

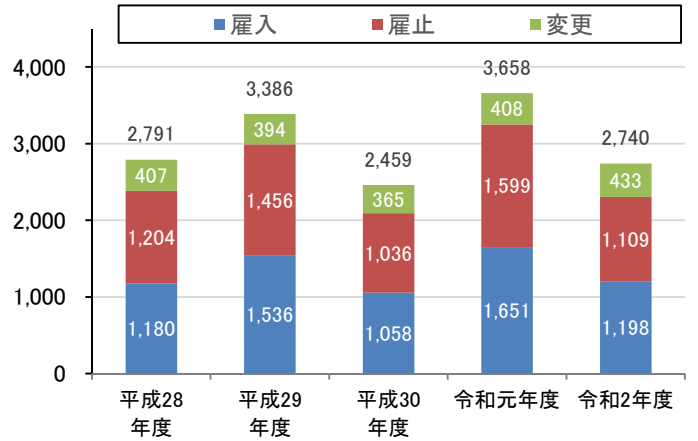


3. 船員法・職員法関係業務の概況

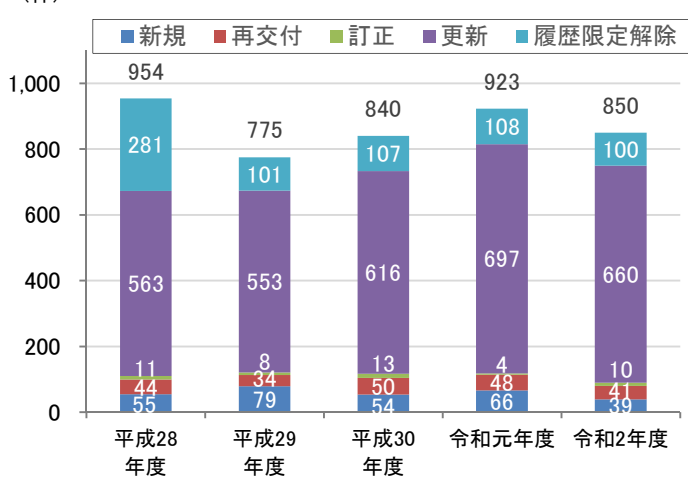
(件) 船員手帳にかかる事務取扱件数の推移



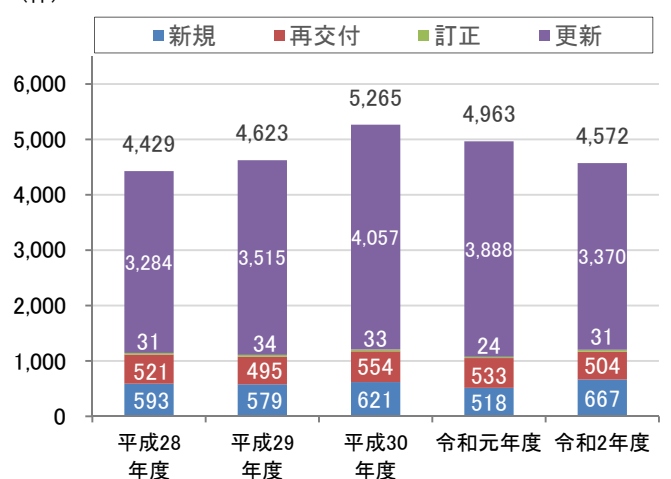
(件) 雇入れ関係にかかる事務取扱件数の推移



(件) 海技免状にかかる事務取扱件数の推移



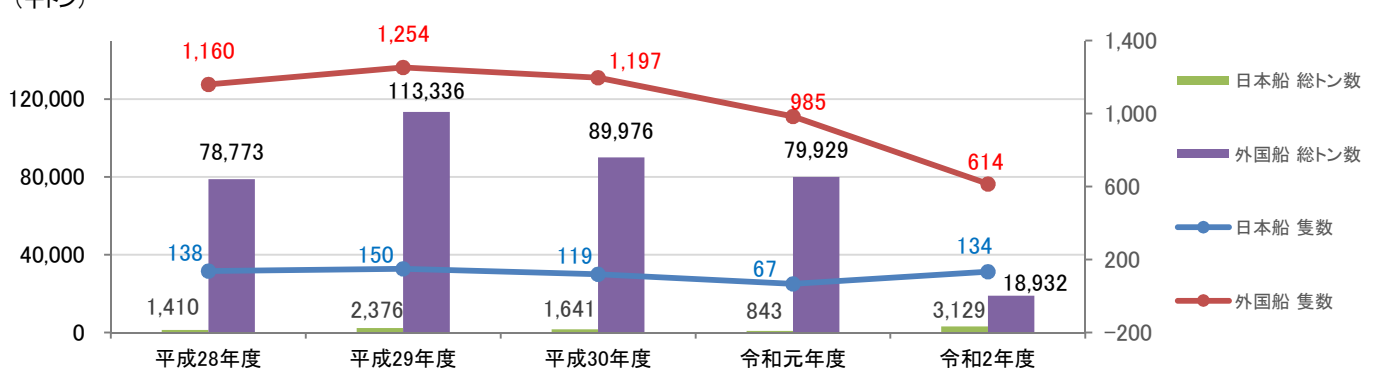
(件) 小型船舶操縦免許にかかる事務取扱件数の推移



4. 水先関係業務の概況

令和3年3月31日現在、長崎5人、佐世保4人の水先人が免許を所持して業務を行っている。
新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、外国籍船の入港が大きく減少している。

(千トン) 管内の水先実績の推移



1. 運航労務監理官関係業務の概況

運航労務監理官の業務は、海上運送法及び内航海運業法に基づく船舶の運航管理に関する監査及び指導並びに運輸安全マネジメント評価等により、船舶による輸送の安全の確保に関する監督を行っている。また、船員法等の関係法令に基づき、船員の労働条件の確保、船員災害の防止、船舶の安全運航の確保のため、船舶・事業場等に立ち入り監査・指導を行っている。

あわせて、事業者や船員等の関係者に対して、安全運航意識の浸透を図るため、運航安全管理研修会等を開催し、周知・啓発を行っている。

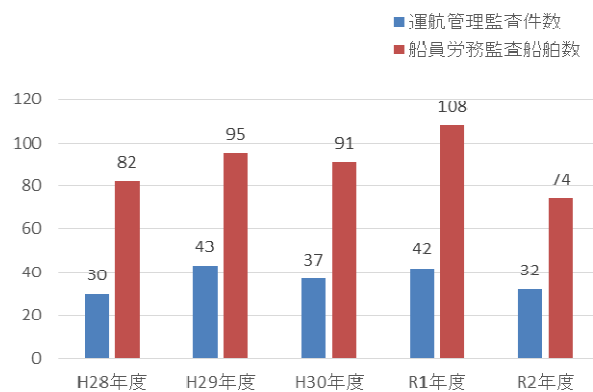
2. 船舶の安全運航・船員労働の監督業務の概況

【監査業務】

監査業務では、事業者が許認可を受けたものと同様の運航を行っているかを確認する「運航管理監査」と、船内で働く船員の労働条件が遵守されているか、船内の安全衛生の確保が図られているか等を確認する「船員労務監査」を実施している。

令和2年度は、新型コロナウイルスの影響により訪船による監査活動が一部期間自粛傾向にあったため件数が減少している。

運航管理監査件数及び船員労務監査船舶数の推移



運航労務監理官による監査の様子

2006年の海上労働条約に基づく監査について

2006年の海上労働条約における定期的な監査は、前回の監査との間隔が36ヵ月を超えない範囲で船員労務監査を実施するもので、国土交通省で作成した未監査船舶リストに基づき実施します。また、支局等管内で監査が実施できない場合は、九州運輸局から本省を通じて関係する運輸局へ監査依頼を行い、確実に未監査船舶を無くしていきます。



【指導業務】

指導業務では、夏季及び年末年始の多客期を前に旅客船等の安全運航に万全を期し、事故の未然防止を図るために「安全総点検」を実施している。

毎年9月の船員労働安全衛生月間では、船員災害防止協会安全技術指導員と訪船を行い、ポスターや標語ビラ等の配布による広報活動や安全指導を行っている。

また、事業者自らが安全管理体制を構築することで、自主的な安全確保の取組み・安全意識を向上させていくことを目的とした「運輸安全マネジメント評価」を行っている。



総点検における救命胴衣の点検



総点検におけるバリアフリー設備の点検

3. 船舶の安全運航のための安全啓発業務の概況

【研修会】

安全運航の確保、運輸安全マネジメント制度のさらなる定着を図るため、主に安全統括管理者及び運航管理者を対象とした運航安全管理研修会を毎年実施しており、また同研修会において、船舶検査官や海上保安部の協力を得て事故事例等を解説することにより、安全意識の向上を図っている。

また、事業者や旅客船協会等の団体からの依頼により、関係法令の改正内容や近年の事故事例などを踏まえた講習会も実施している。

運航安全管理研修会の実施状況(令和2年度)

開催地	長崎地区	佐世保地区
実施年月日	令和2年11月10日(火)	令和2年10月29日(木)
研修項目	① 海難の現況について ② 安全運航に係る船舶事故事例の検証と事故防止について	① 台風と竜巻、防災情報の利活用について ② 運輸防災マネジメントについて
研修受講者数	32事業者 54名	21事業者 35名

【漁船海難防止講習会】

平成23年4月に設立された「長崎県まき網・以西底曳網漁船海難防止連絡会」に長崎運輸支局、佐世保海事事務所が構成員として参画するとともに、県内各地で開催される海難防止講習会に講師として参加し、最近の船舶事故事例や法律改正の概要等について講習等を行っている。

令和2年度は、新型コロナウイルスの影響により講習会の開催中止が相次いだため、実施件数が減少している。

令和2年度 まき網・以西底曳網漁船海難防止講習会 開催状況

開催年月日	R2. 11. 2	R2. 12. 8
開催地	五島市	長崎市
受講者数	52名	11名



まき網・以西底曳網漁船海難防止講習会の様子



小型船安全パトロールの様子

【小型船安全パトロール】

長崎地区では、長崎小型船安全協会及び長崎海上保安部と合同で、プレジャーボート等の利用が増える週末に、協会のパトロール艇及び保安部の巡視艇に乗船し、海上で小型船舶操縦者へ小型船海難防止のパンフレット等の配布を行い、点検や見張りの徹底等の周知・啓発活動を行っている。

また、長崎海上保安部との「合同安全指導」として、マリーナ及び漁協、釣具店等を訪問し、船舶検査の受検や小型船舶操縦者への発航前点検の実施や見張りの徹底についてのパンフレット等を配布し、釣り人に対する安全指導及び安全啓発活動も行っている。

佐世保地区では、船舶検査官及び日本小型船舶検査機構等と合同でパトロールを実施し、係留されている小型船舶の検査の有無を確認するとともに、小型船舶の所有者へ発航前点検の実施や見張りの徹底等について、パンフレットを用いた周知・啓発活動を行っている。

1. 外国船舶監督関係業務の概況

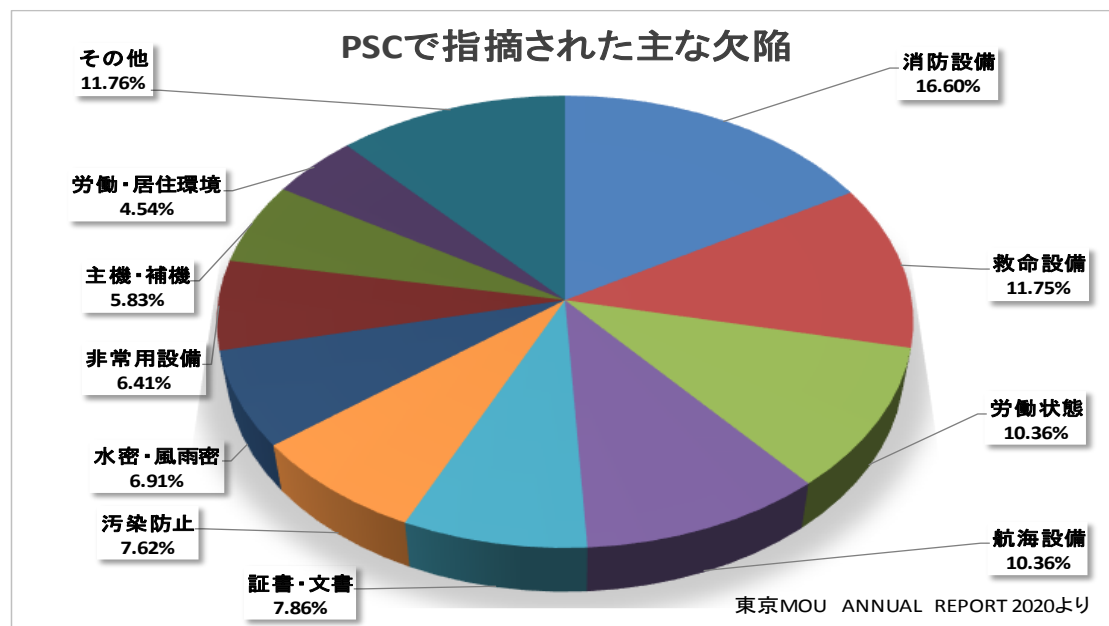
外国船舶監督官は、船舶及び人命の安全、海洋汚染の防止等を目的に、条約に適合していない船舶（サブスタンダード船）の排除のため、日本に入港する外国船舶に対し立入検査（PSC：ポート・ステート・コントロール）を行い、船舶の構造・設備、乗組員の資格及び当直体制等が国際条約等※1により定められた基準に適合しているかを検査している。

長崎運輸支局の外国船舶監督官と佐世保海事事務所の船舶検査官及び運航労務監理官は、長崎運輸支局及び佐世保海事事務所の管内において連携のうえ PSC を実施し、発見された欠陥について適切な是正措置を行うよう船長を指導している。

管内に入港する外国船舶は、一般貨物船、ばら積み専用船、コンテナ船、旅客船等多岐にわたるが、従来国内において使用されていた日本籍船舶を海外へ輸出する海外売船の事例も多く、それらに対しても PSC を実施している。また、近年は COVID-19 の影響により契約期間を超えた長期間の乗船を強いられている船員からの通報が増えている。

なお、PSC は近隣諸国と協力して実施することにより一層の効果が期待できることから、地域単位での協力体制が構築されており、日本は、アジア太平洋地域の各国で採択された「東京 MOU」の一員として活動している。

※1 国際条約等とは、海上人命安全条約（SOLAS 条約）、海洋汚染防止条約（MARPOL 条約）及び船員の訓練及び資格証明並びに当直の基準に関する国際条約（STCW 条約）等をいう。



船内掲示物の検査

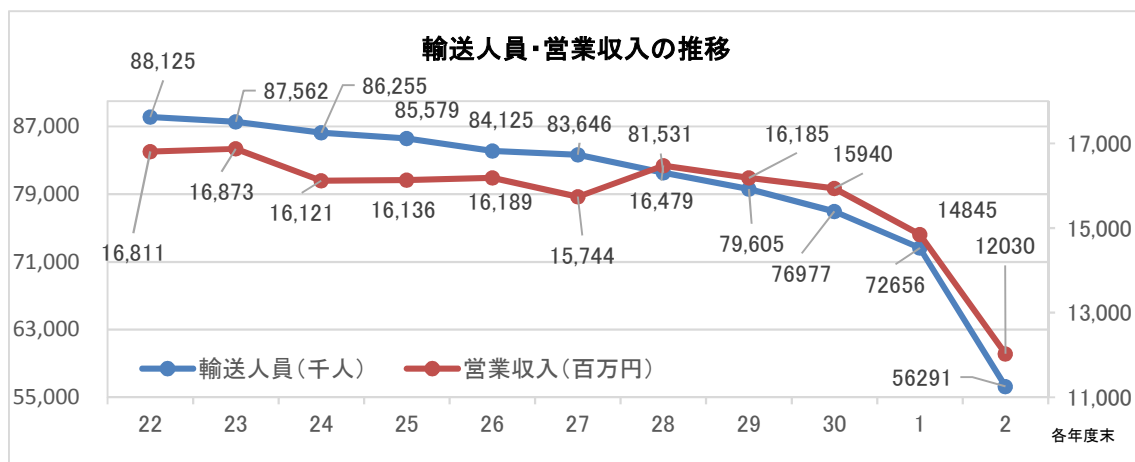
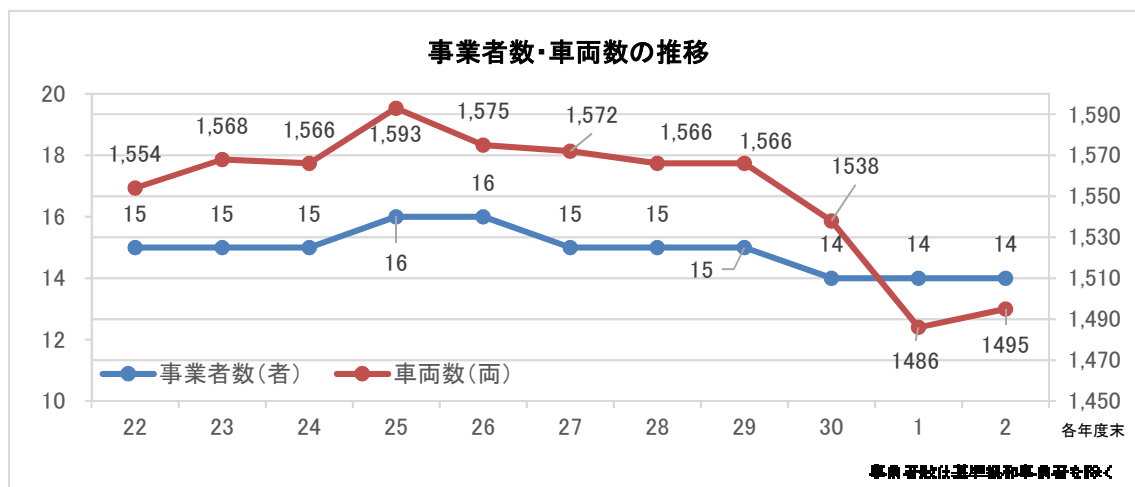


救助艇の検査

1. 乗合バス事業の概況

令和3年3月末現在の県内の乗合バス事業者は14社、車両数は1,495両、令和2年度の輸送人員は5,629万人、営業収入は120億3,000万円となっており、マイカーの普及や過疎化の進行により利用の減少傾向が長期的に続いてきたが、令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、前年度と比較して輸送人員は1,637万人、営業収入は28億1,500万円の大幅な減少となっている。

このような非常に厳しい状況のなか、長崎自動車(株)と長崎県交通局は、長崎市域における持続可能な路線バス網の構築を目指し、令和3年6月に連携協定を締結した。



各市町村が主宰する地域公共交通会議では、デマンドタクシー導入など地域のニーズに合った生活交通の維持・確保に向けて、創意工夫を行いながら交通弱者の足の確保に努めている。

県内地域公共交通会議設置数とコミバス運行状況 令和3年3月末現在

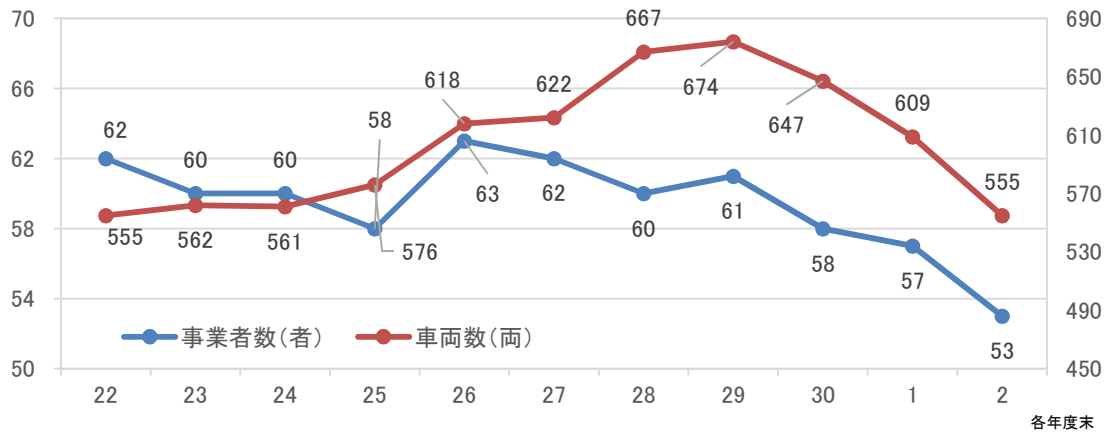
県内市町	公共交通会議設置	コミュニティバス運行
全21市町	18市町	16市町

2. 貸切バス事業の概況

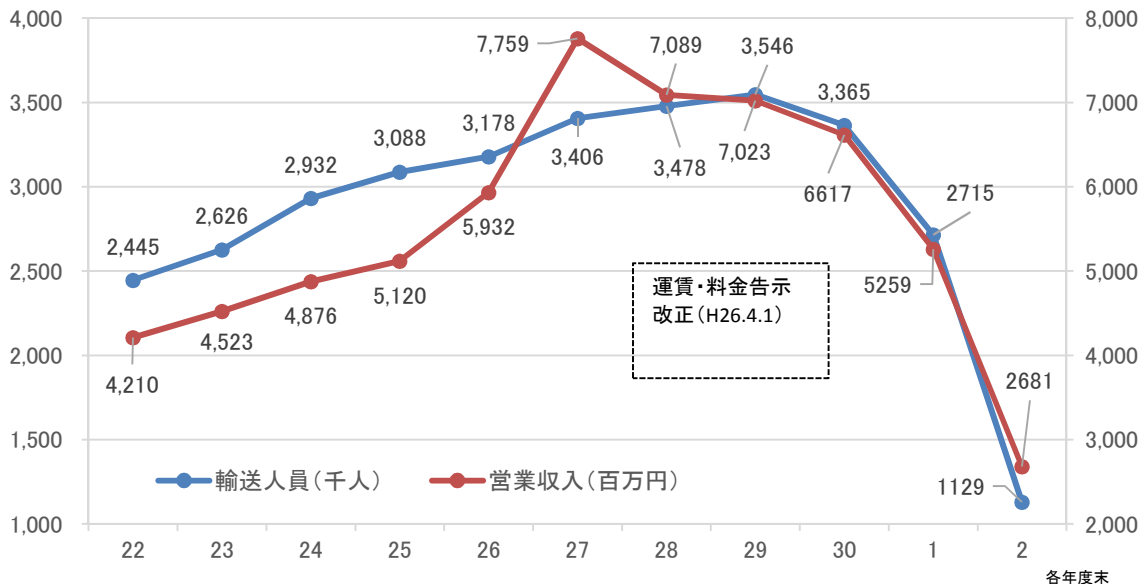
令和3年3月末現在の県内に本社を置く貸切事業者は、53社(民営52社、公営1社)。

近年は、長崎港及び佐世保港への大型クルーズ船の寄港増に伴う着地型観光のための需要も増加していたが、令和元年度には日韓関係の悪化、令和2年度からは新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、輸送人員及び営業収入は大幅に減少している。

事業者数・車両数の推移



輸送人員・営業収入の推移



長崎自動車(株)及び長崎県交通局の共同経営

令和3年6月、長崎自動車(株)及び長崎県交通局は長崎市域における持続可能な路線バス網の構築を目指し連携協定を締結、共同経営により東長崎地区・滑石地区の重複区間において、令和4年4月から運行事業者の一元化による路線の再編を予定している。



長崎自動車(株)による「ながさき観光ルートバス」の運行

長崎自動車(株)は、出島メッセ開業に伴い令和3年11月から「ながさき観光ルートバス」のルートを変更、JR 長崎駅の西口を出発し長崎港ターミナルを経由、出島表門橋・新地中華街・グラバー園など長崎市内の観光地を巡る運行を行っている。

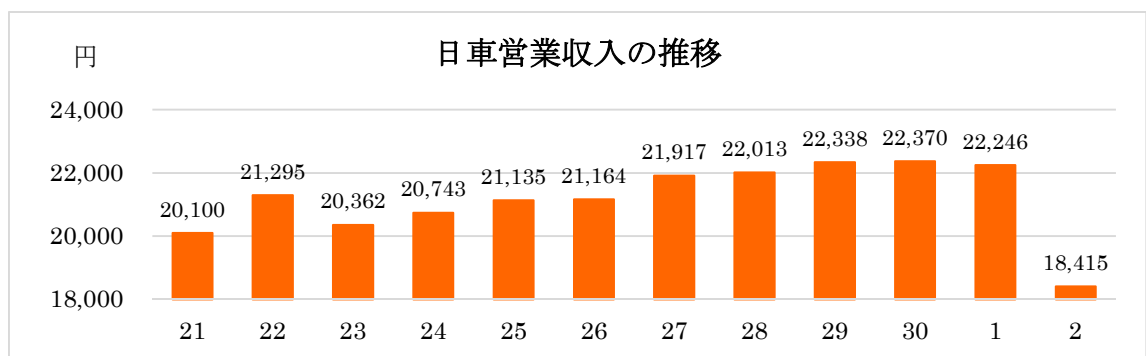
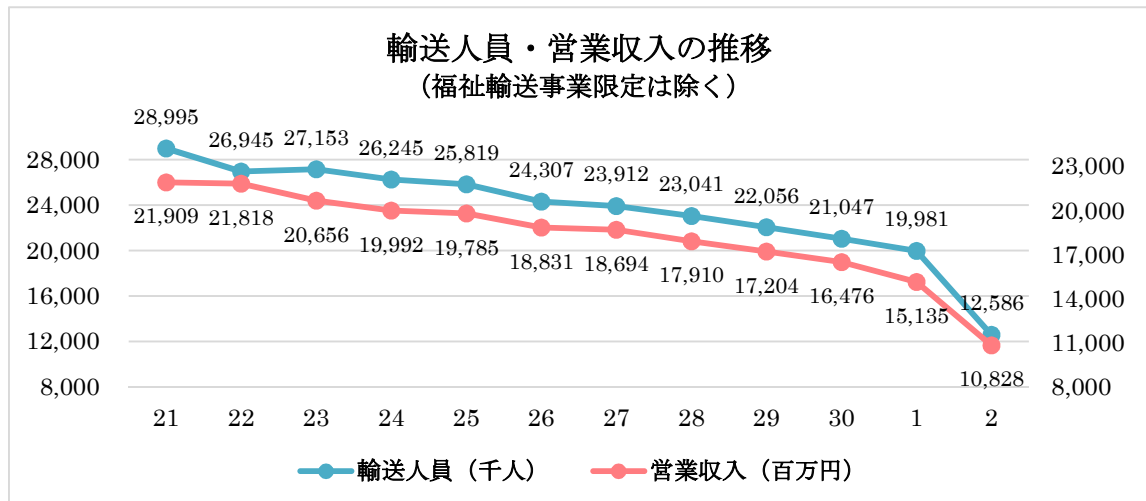
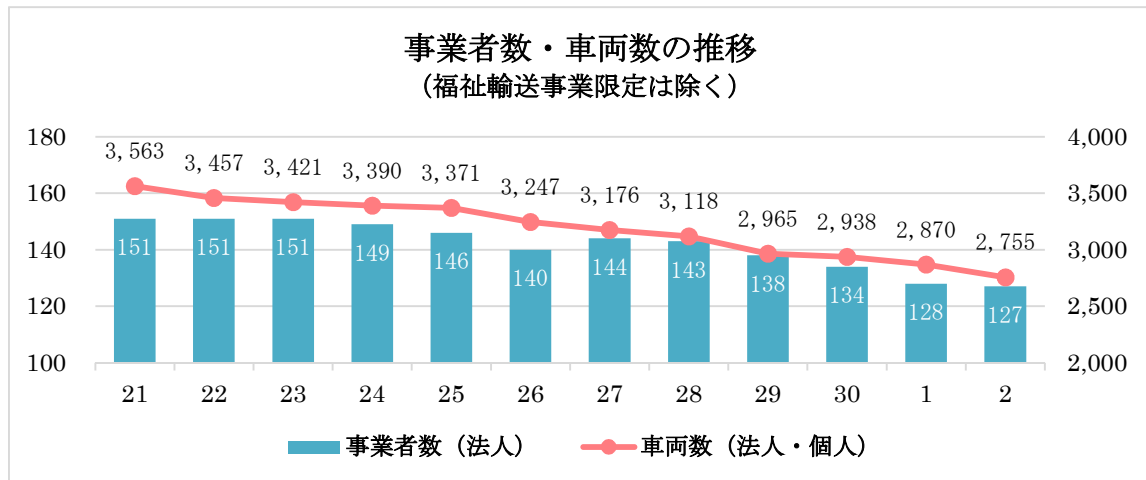


3. タクシー事業の概況

令和3年3月末時点で県内のタクシー事業者は、法人127社、2,350両、個人タクシー405両となっている。法人タクシーでは保有車両数10両以下の小規模事業者が46%を占めている。

なお、身体障害者等の「移動制約者」の輸送に特化した福祉輸送限定のタクシー事業者は、令和3年3月末時点で149社、263両となっている。

令和2年度の新型コロナウイルスの影響による事業廃止は、法人1社、個人タクシー3名であった。また、令和3年8月1日より、長崎交通圏は特定地域から準特定地域へ移行となった。



市郡別タクシー事業者数及び車両数

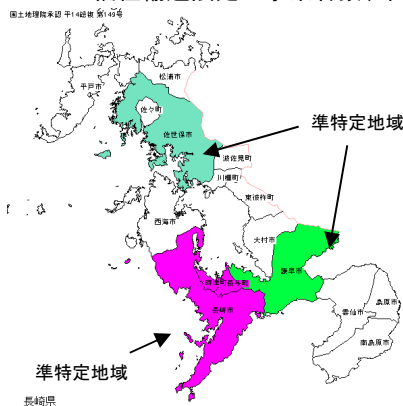
(令和3年3月末現在)

市郡別		人口 (千人)	一般乗用旅客自動車運送事業(福祉輸送限定を除く。)						福祉輸送限定		
			事業者数		車両数			一車当たり 人口	事業者数	車両数	
			法人	個人	法人	個人	計				
市部	長崎	406	27	284	865	284	1149	353	47	90	
	佐世保	240	19	85	482	85	567	423	23	37	
	島原	42	7		73		73	575	7	12	
	諫早	132	8		190		190	694	24	35	
	大村	95	5		121		121	785	9	16	
	平戸	29	5		33		33	878	4	6	
	松浦	20	5		24		24	833	2	2	
	対馬	28	12		47		47	595	5	6	
	壱岐	24	5		44		44	545	2	2	
	五島	33	8		76		76	434	4	6	
	西海	25	4		29		29	862	0	0	
	雲仙	40	9		51		51	784	5	6	
	南島原	41	8		56		56	732	8	11	
	市部合計	1162	122	369	2091	369	2460	472	140	229	
	郡部	西彼杵	69	4	36	151	36	187	368	10	17
		東彼杵	35	5		41		41	853	3	8
北松浦		16	3		26		26	615	3	3	
南松浦		17	4		41		41	414	1	6	
郡部合計		138	16	36	259	36	295	467	17	34	
長崎交通圏		475	31	320	1016	320	1336	355			
島原交通圏		125	24		180		180	694			
県 合 計		1300	138	405	2350	405	2755	471	157	263	

・人口は長崎県発表の令和3年4月1日現在推計人口。千人未満は切り捨てて記載。

・事業者数、車両数は、1事業者において複数営業所がある場合、各市郡に計上。

・福祉輸送限定の事業者数、車両数は一般タクシー事業者も含む。



改正タクシー特措法への対応

- ・平成26年1月、改正タクシー業務適正化特措法施行。
長崎交通圏、佐世保市、諫早市の3地域を準特定地域として指定。
- ・平成27年8月、長崎交通圏が「特定地域」に指定。
- ・平成29年3月、長崎交通圏「認可特定地域計画」に基づき車両数削減、活性化措置を取組中。
- ・平成30年7月、長崎交通圏の特定地域の指定期限延長。
- ・令和元年9月、佐世保市、諫早市の準特定地域の指定期限延長。
- ・令和3年8月1日、長崎交通圏が「準特定地域」に移行。

8月5日はタクシーの日

日本ではじめてタクシーが誕生した大正元年(1912年)8月5日にちなみ、全国のタクシー業界では8月5日を「タクシーの日」として定め、お客様に感謝の意味も込めて種々の取り組みを実施している。

次の写真は、令和3年8月5日に長崎市タクシー協会で実施された献血運動やタクシー乗り場及び観光地の清掃活動の様子である。



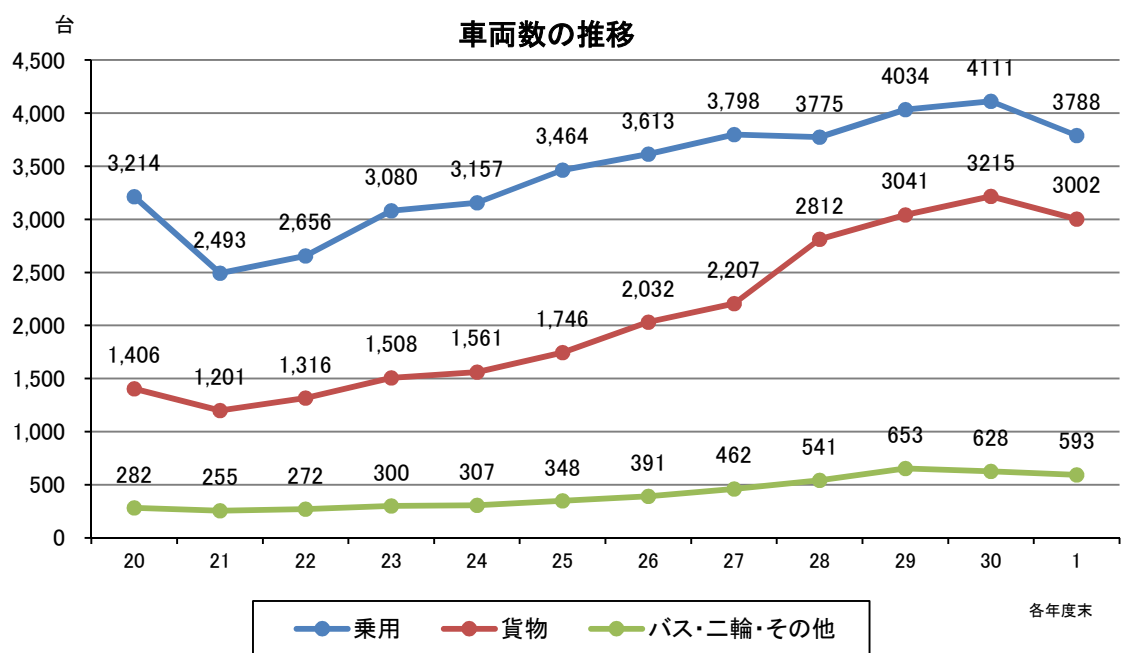
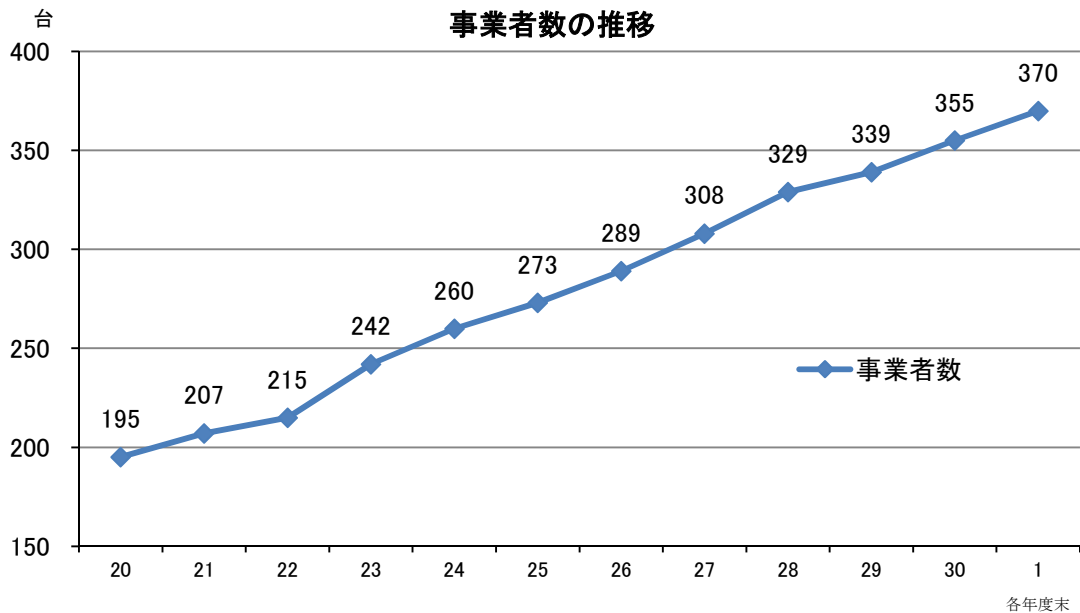
↓ 清掃活動の様子



4. レンタカー事業の概況

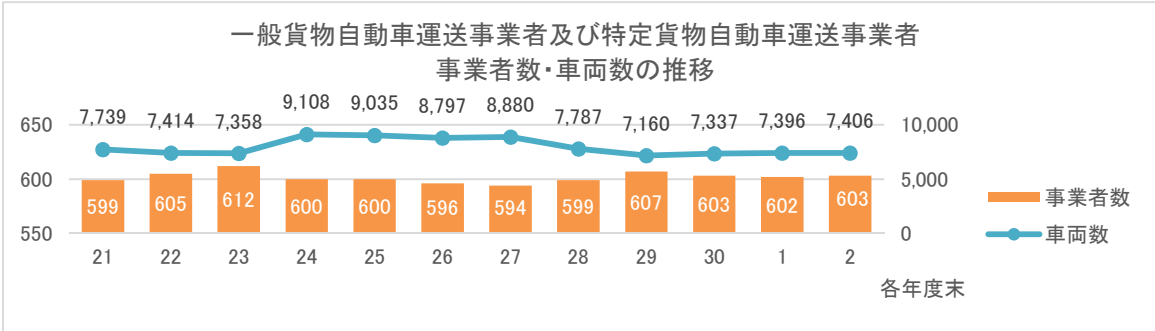
自動車の保有に対する消費者の価値観の変化などにより、レンタカーやカーシェアリングへの需要が年々高まっており、長崎県は多数の離島を抱え、また観光地が点在していることから、主に空港や港からの移動手段としてレンタカーが利用されている。

なお、令和元年度から新型コロナウイルス感染症拡大の影響により利用が減少に転じている。



5. トラック事業の概況

令和3年3月末現在の県内のトラック事業者は、一般貨物自動車運送事業者及び特定貨物自動車運送事業者を合わせて603者7,406両となり、貨物軽自動車運送事業者は1,483者2,204両となっている。新型コロナウイルスの影響により令和2年度に事業休止をした一般貨物自動車運送事業者及び特定貨物自動車運送事業者は2者、事業廃止をした事業者は0者であり、事業者数及び車両数は令和元年度と比較してほぼ横ばいとなった。



「トラック輸送における取引環境・労働時間改善長崎県地方協議会」の取組み



トラック輸送における適正取引の推進・長時間労働の抑制を図るためには、荷主の協力が必要不可欠であることから、国土交通省、厚生労働省では、平成27年度に、学識経験者、荷主を含めた関係者で構成される、「トラック輸送における取引環境・労働時間改善協議会」を設置。長崎県においても、地方協議会を設置し、令和2年度までに計12回開催。トラック運送業におけるドライバー不足は深刻で、労働環境改善は不可欠となっていることから、今後も、荷主企業と運送事業者が一体となって荷役作業の効率化等長時間労働の改善に向けた取り組みを進めていく。

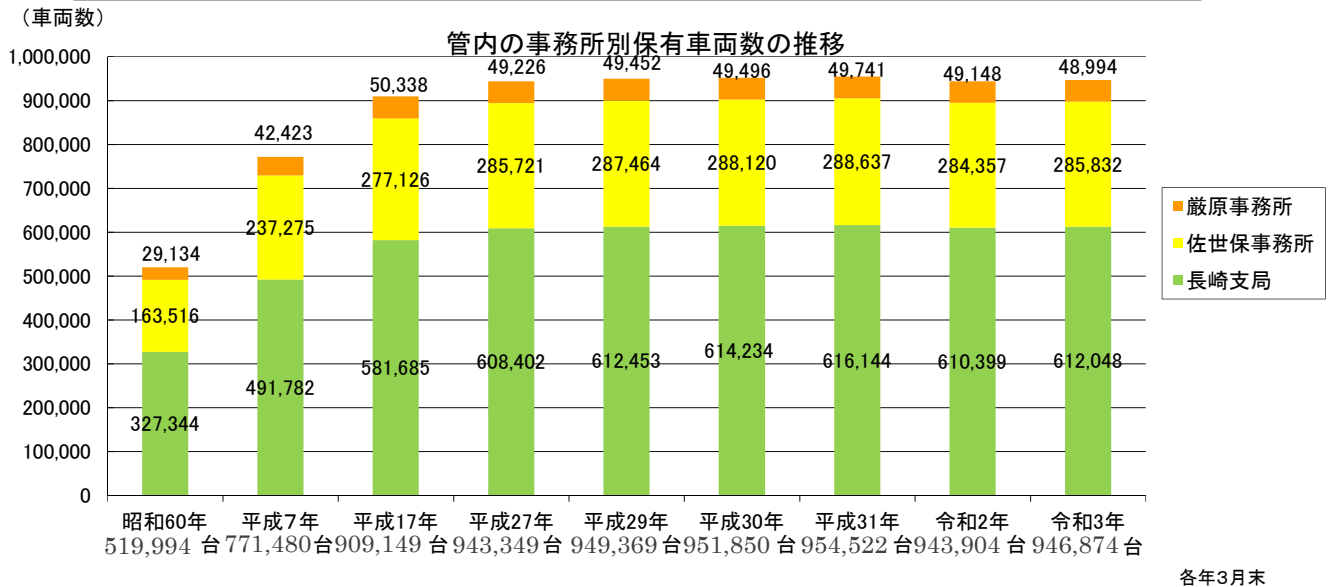
安全性優良事業所（Gマーク認定制度）について

公益社団法人全日本トラック協会では、利用者がより安全性の高いトラック運送事業者を選びやすくするため、国土交通省、学識経験者、荷主団体、消費者団体等から構成される安全性評価委員会において、事業者の安全性を評価し、認定し、公表する「安全性優良事業所」（Gマーク）認定制度を平成15年7月から開始。令和3年12月17日現在、全国で28,026事業所が認定を受けており、長崎県においては198事業所が認定を受けている。

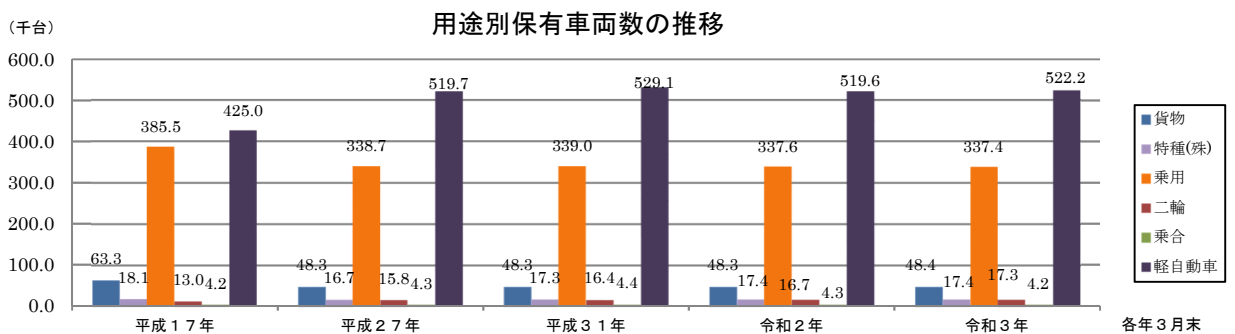
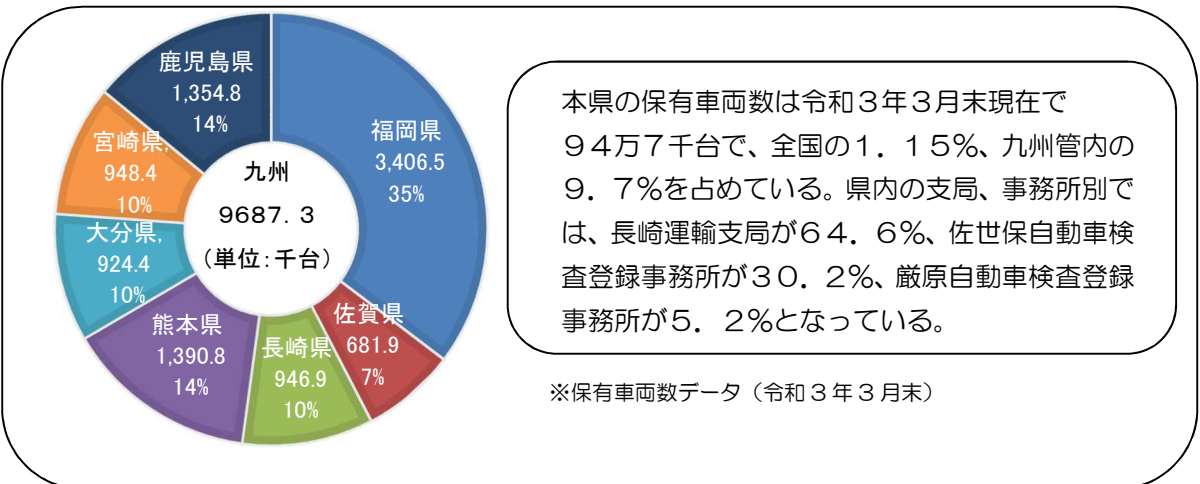


1. 自動車登録の概況

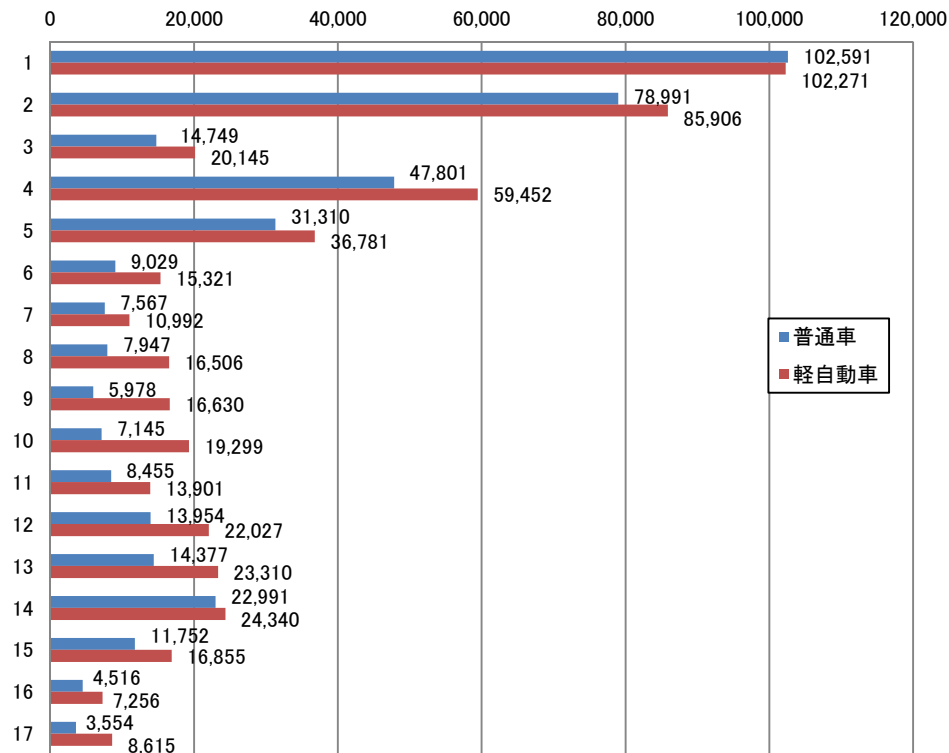
自動車の登録制度は所有権の公証の民事目的、保有実態の把握の行政目的の2つを有している。また、新型コロナウイルスの感染拡大で半導体や自動車部品の供給が困難になり、全世界的に新車生産が滞っているが、現在の所、保有車両数の大幅な減少といった影響までは生じていない。



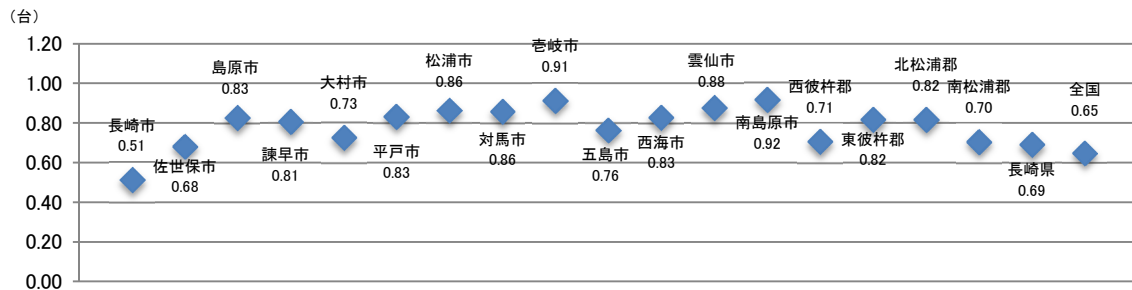
管内の保有車両数の動向



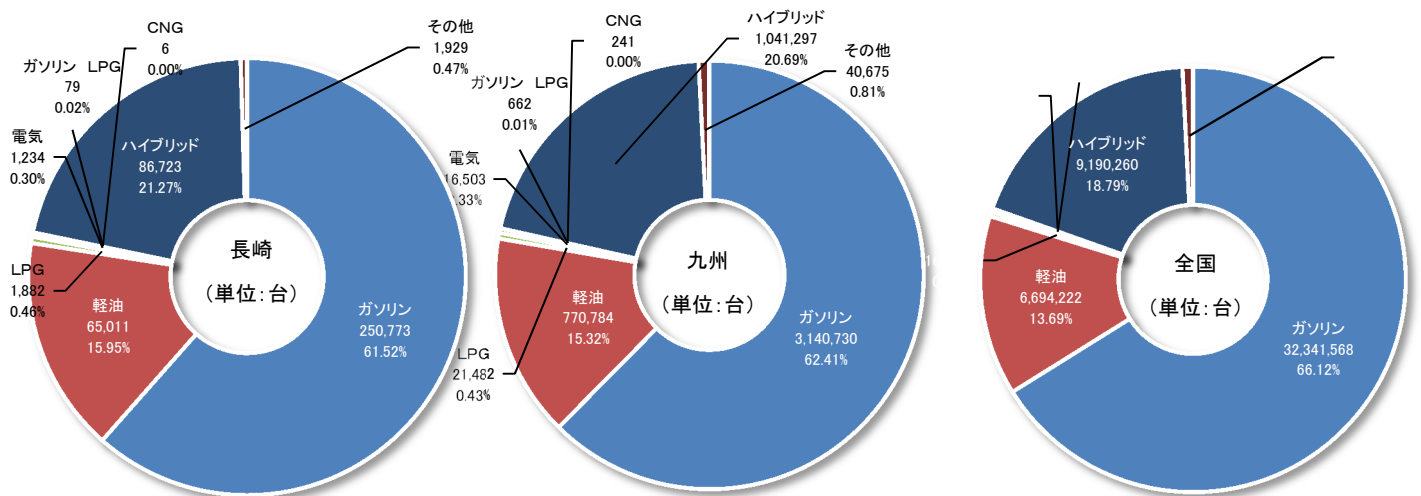
市郡別自家用自動車保有台数



市郡別一人あたりの自家用自動車保有台数

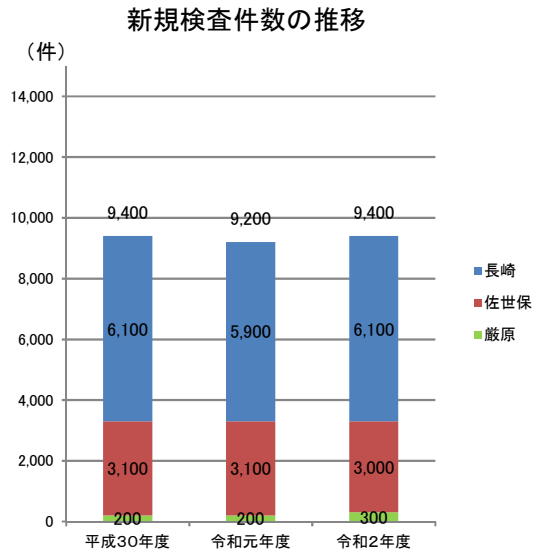


燃料別エコカー等の割合

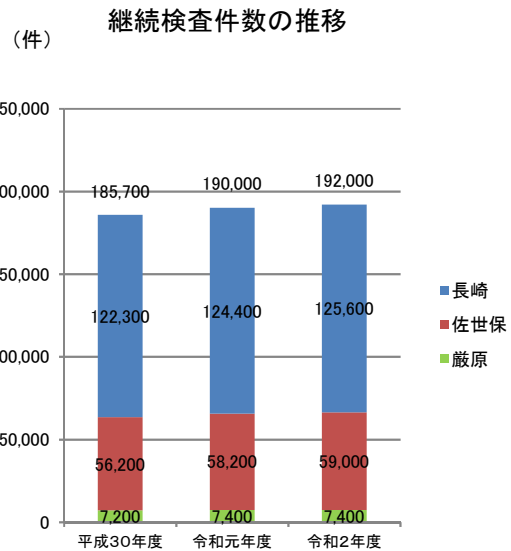


1. 自動車検査業務の概況

自動車の安全性確保と公害防止を図るため、新規検査、継続検査、構造等変更検査などを実施している。



※車両を持ち込まない新車の新規検査を除く

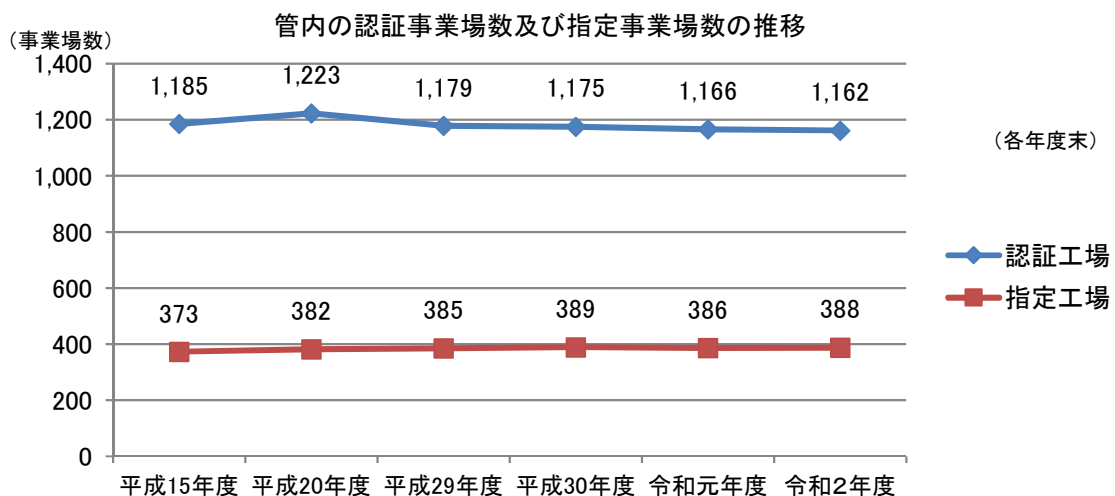


※適合証による継続検査及び車両持ち込みによる継続検査の合計

2. 自動車整備事業関係業務の概況

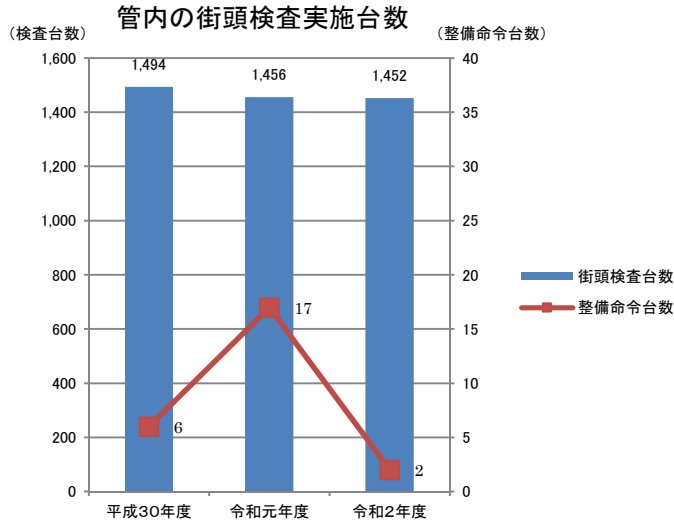
自動車特定整備事業の「認証」を受けた事業場は、令和3年3月末時点で1,162事業場となっており、指定自動車整備事業の「指定」を受けた事業場は388事業場となっている。

指定整備工場で行われる継続検査の割合は全継続検査のうち、約77%を占めている。



3. 街頭検査に関する実施状況

交通安全運動期間中などに街頭検査を実施し、また、運輸支局・自動車検査登録事務所構内の車両についても、適宜、構内検査を実施しており、不正改造車・整備不良車の排除に努めている。



※検査台数は街頭検査、構内検査を合わせた台数

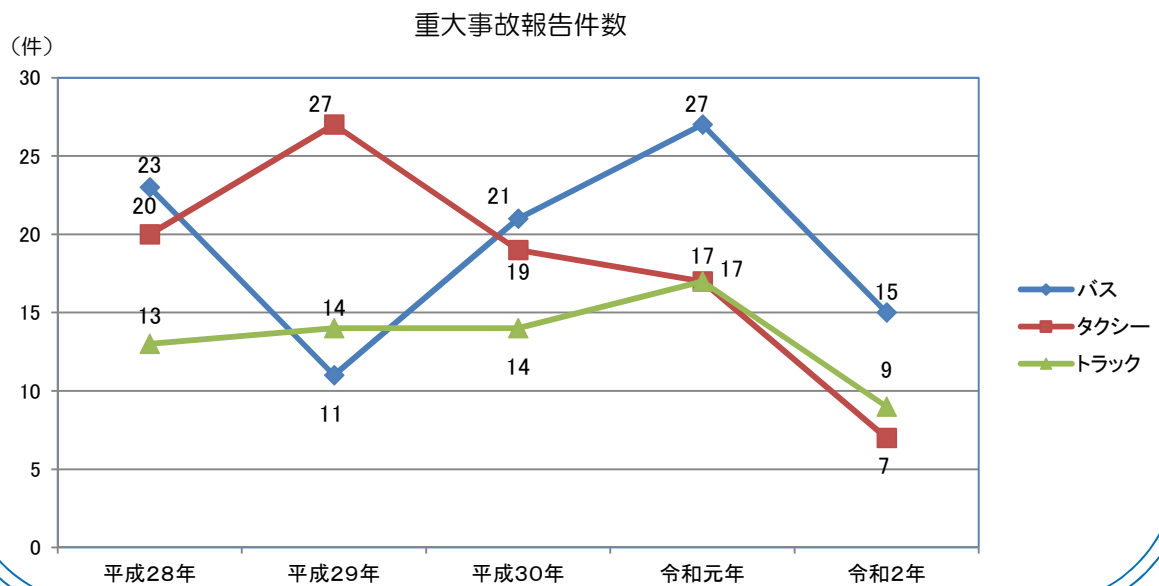


街頭検査を実施している様子

事業用自動車の重大事故

長崎県内の事業用自動車を運行する事業者は、重大事故が発生した際に「自動車事故報告規則」に基づき、長崎運輸支局に事故報告を提出しなければならないこととなっている。

令和2年については、新型コロナの影響により各モードとも事業用自動車の稼働率の低下により事故件数が減少した。



総務企画担当

名 称	郵便番号	住 所	代表者名	電話番号	FAX
長崎港「海の日」協賛会	〒850-0031	長崎市桜町 4-1 長崎市まちづくり部 都市計画課内	田上 富久	095-829-1169	095-829-1168
(一社)全国旅行業協会 長崎県支部	〒850-0874	長崎市魚の町 3-33 長崎県建設総合会館 4 階	前田 寛信	095-825-2100	095-825-2700
(一社)長崎県観光連盟	〒850-8570	長崎市尾上町 3-1 長崎県庁 5 階	宮脇 雅俊	095-826-9407	095-824-3087
(一社)長崎国際観光コンベンション協会	〒850-0862	長崎市出島町 1-1 長崎出島ワープ 2 階	村木 昭一郎	095-823-7423	095-824-9128
(公財)佐世保観光コンベンション協会	〒857-0863	佐世保市三浦町 21-1 JR 佐世保駅構内	飯田 満治	0956-23-3369	0956-23-6750
長崎県倉庫協会	〒850-0035	長崎市元船町 2-13 長崎倉庫(株)内	辻 宏成	095-823-4590	095-893-8120
長崎県冷蔵倉庫協会	〒851-2211	長崎市京泊 3-3-1 関連棟 B-1	阿部 浩明	095-850-8501	095-850-8526

運航担当

名 称	郵便番号	住 所	代表者名	電話番号	FAX
長崎地区海運組合	〒850-0035	長崎市元船町 6-6	日向 啓	095-822-0946	095-822-1711
長崎旅客船協会	〒850-0035	長崎市元船町 16-12 (九州商船ビル3F)	村木 昭一郎	095-822-1300	095-822-3043
長崎港運協会	〒850-0961	長崎市小ヶ倉町 3-76-120	中部 憲一郎	095-834-5255	095-878-9400

船舶担当

名 称	郵便番号	住 所	代表者名	電話番号	FAX
長崎県造船協同組合	〒850-0034	長崎市樺島町 2-11 造船組合ビル	井筒 龍介	095-822-2483	095-826-0314
長崎県金属工業協同組合	〒854-0063	諫早市貝津町 2148-2	原田 功	0957-26-1900	0957-26-0064
協同組合三菱長船協力会	〒850-0063	長崎市飽の浦町 1-1 三菱長崎造船所構内	田崎 正志	095-861-6543	095-862-6712
長崎漁船装備品工業協同組合	〒850-0961	長崎市小ヶ倉町 3-81-2	櫻山 和久	095-878-4156	095-878-4157
長崎舶機メンテナンス協同組合	〒852-0985	長崎市小江町 2734-85	川西 弘二	095-842-0650	095-865-7369
島原ドック協業組合	〒855-0832	島原市湊町 5-2	中村 光伸	0957-63-3851	0957-62-7006
長崎県アジア産業交流協同組合	〒852-8132	長崎市大橋町 10-22	本田 文昭	095-841-7622	095-841-7633
九州舶用工業会長崎支部	〒850-0933	長崎市西琴平町 1-5	森田 和広	095-828-6646	095-822-4162
(一財)日本モーターボート協会大村支部	〒856-0834	大村市玖島 1-15-1	濱口 浩	0957-52-6194	0957-53-7679
日本小型船舶検査機構 長崎支部	〒859-0401	諫早市多良見町化屋 1852-2	山根 廣治	0957-43-5090	0957-43-5250
全国造船安全衛生対策推進本部九州・山口総支部	〒850-8610	長崎市飽の浦町 1-1 三菱長崎造船所総務安全衛生課気付	藤野 義和	095-828-4605	095-828-7193

船員担当

名称	郵便番号	住 所	代表者名	電話番号	FAX
全日本海員組合長崎支部	〒850-0861	長崎市江戸町 1-18	松本 順一	095-823-7251	095-821-4216
長崎県以西底曳網漁業協会	〒851-2211	長崎市京泊 3-3-1 山田水産(株)内	山田 浩一郎	095-850-4300	095-850-4357
長崎県旋網漁業協同組合	〒851-2211	長崎市京泊 3 丁目 3-1	近藤 直美	095-850-4196	095-850-4197
船員災害防止協会九州支部長崎地区支部	〒851-2211	長崎市京泊 3-3-1 長崎県以西底曳網漁業協会内	山田 浩一郎	095-850-4300	095-850-4357
長崎地区船員労働安全衛生協議会	〒850-0921	長崎市松が枝町 7-29 長崎運輸支局内	山田 浩一郎	095-822-4403	095-827-4869
株式会社日本海洋資格センター長崎事務所	〒850-0055	長崎市中町 1-25 MJM 中町ビル	中野 隆	095-832-8850	095-832-8110
長崎水先区水先人会	〒850-0843	長崎市常盤町 1-60 長崎港常磐ターミナルビル	西浦 恒栄	095-823-6465	095-823-3071

輸送・監査担当

名称	郵便番号	住 所	代表者名	電話番号	FAX
(一社)長崎県バス協会	〒850-0032	長崎市興善町 4-6	嶋崎 真英	095-822-9018	095-826-6411
(一社)長崎県タクシー協会	〒851-0103	長崎市中里町 1576-6	四元 永生	095-838-2664	095-839-8400
長崎県個人タクシー協会	〒850-0834	長崎市上小島 4-4-20	嶋田 志可夫	095-827-5390	095-828-8741
(公社)長崎県トラック協会	〒851-0131	長崎市松原町 2651-3	馬場 邦彦	095-838-2281	095-839-8508
(一社)長崎県レンタカー協会	〒851-0103	長崎市中里町 1576-6	吉本 明浩	095-837-8610	095-837-8614

登録担当

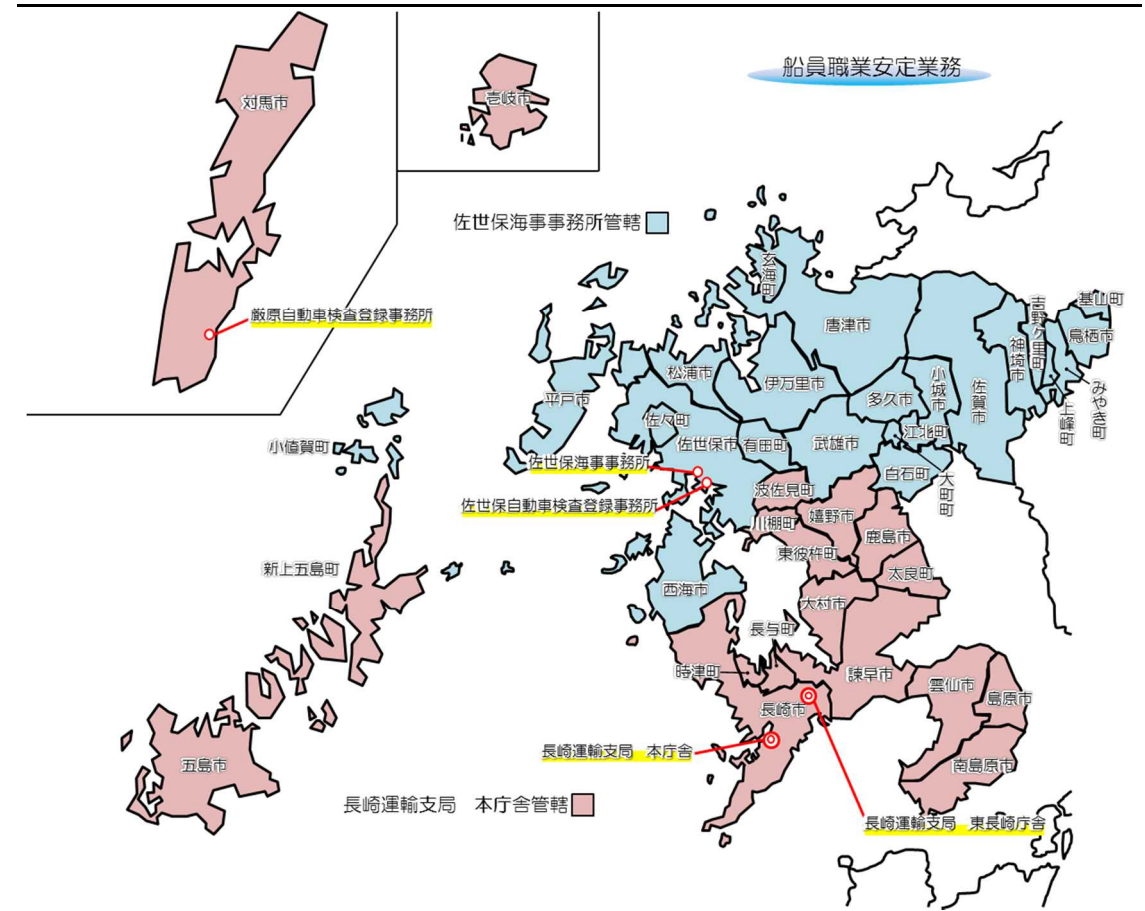
名 称	郵便番号	住 所	代表者名	電話番号	FAX
(一財)九州陸運協会長崎支部	〒851-0103	長崎市中里町 1576-5	井浦 晋	095-839-6534	095-839-3751
(一財)日本自動車査定協会長崎県支所	〒851-0103	長崎市中里町 1576-7	藤岡 良規	095-839-6878	095-839-6787
(一社)長崎県自動車協会	〒851-0103	長崎市中里町 1576-6	嶋崎 真英	095-838-2244	095-839-3980
(一社)佐世保自動車協会	〒857-1171	佐世保市沖新町 5-1	川添 忠彦	0956-32-2101	0956-32-2103
長崎県自動車販売店協会	〒851-0103	長崎市中里町 1576-7	円田 浩司	095-839-2611	095-839-2892
長崎県軽自動車協会	〒851-0103	長崎市中里町 1590-3	豊田 章夫	095-838-3244	095-839-3668
長崎県二輪車普及安全協会	〒851-0103	長崎市中里町 1590-3	福島 俊史	095-838-3244	095-839-3668
長崎県中古自動車販売協会	〒856-0007	大村市草場町 512-3	東 明彦	0957-55-1133	0957-55-4501

整備担当

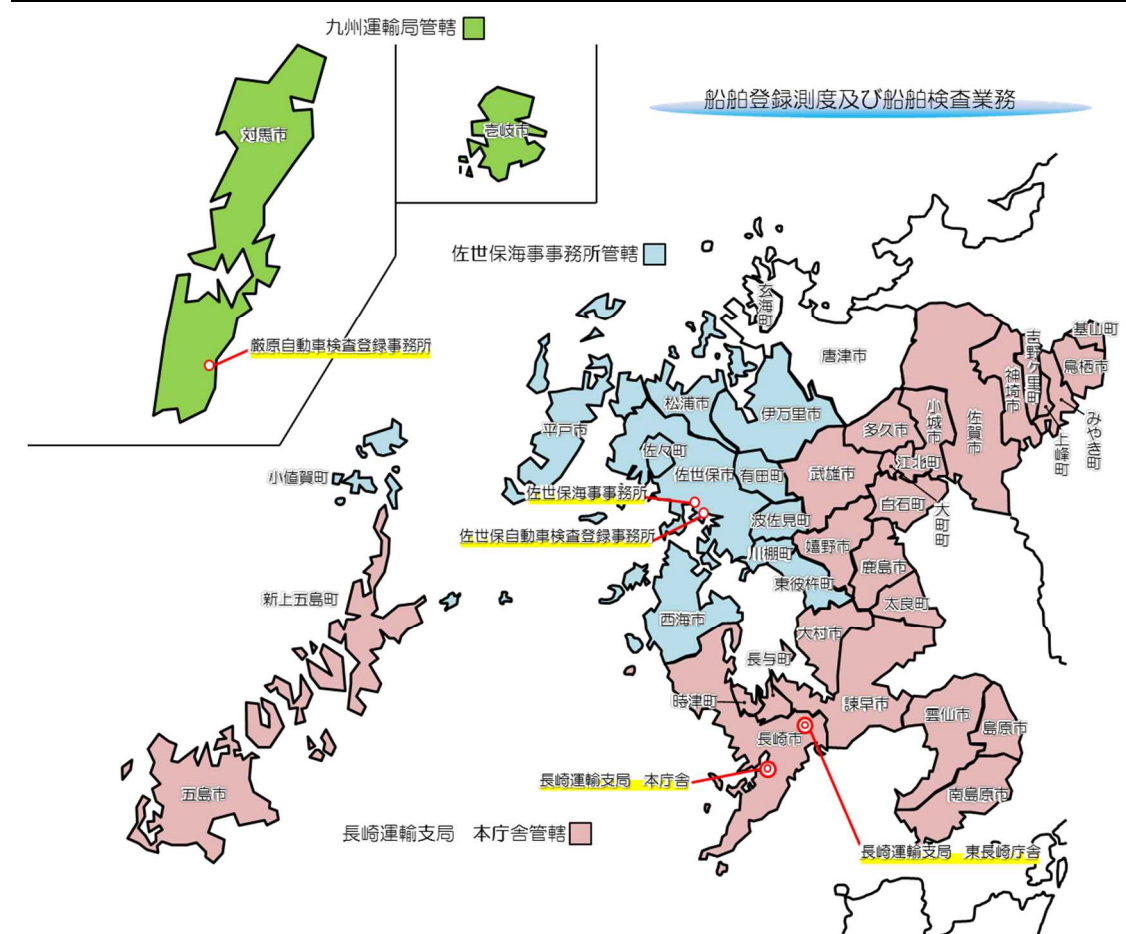
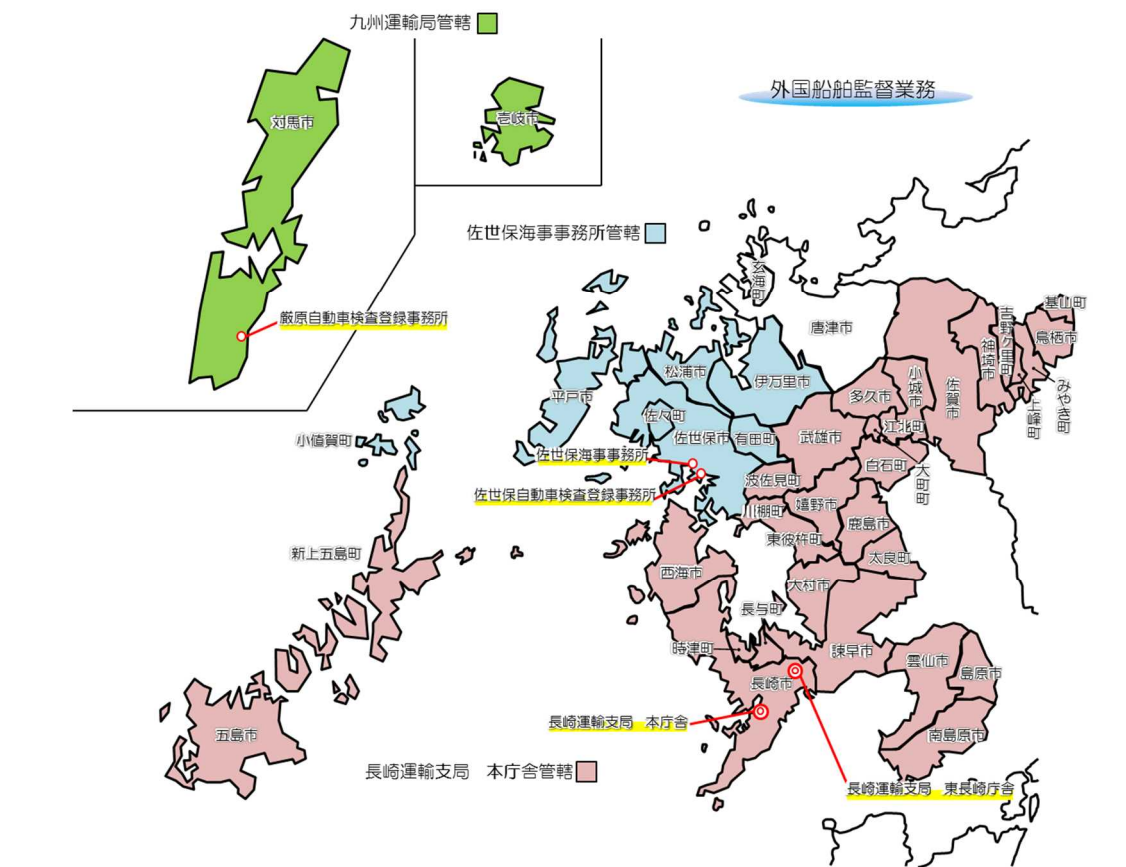
名 称	郵便番号	住 所	代表者名	電話番号	FAX
軽自動車検査協会長崎事務所	〒851-0103	長崎市中里町 1600-2	川原 淳	050-3816-1755	095-813-8882
軽自動車検査協会長崎事務所佐世保支所	〒857-1171	佐世保市沖新町 5-1	田崎 秀数	050-3816-1756	0956-27-8789
軽自動車検査協会長崎事務所厳原分室	〒817-0032	対馬市厳原町久田 645-8	藤本 雅裕	050-3816-1757	0920-53-4312
独立行政法人自動車事故対策機構長崎支所	〒850-0033	長崎市万才町 7-1 住友生命長崎ビル 11 階	古賀 哲治	095-821-8853	095-821-8854
(一社)長崎県自動車整備振興会	〒851-0103	長崎市中里町 1576-2	川上 清記	095-839-1177	095-839-6692
長崎県自動車車体整備協同組合	〒851-2125	西彼杵郡長与町三根郷 52-154	濱崎 勝行	095-885-7011	095-885-7022
長崎県自動車電装品整備商工組合	〒857-1165	佐世保市大和町 342-1	古川 健	0956-31-3123	0956-32-7900
(一社)日本自動車連盟長崎支部	〒850-0043	長崎市八千代町 2-13	藤岡 良規	095-811-2220	095-829-1333

佐世保海事事務所

名 称	郵便番号	住 所	代表者名	電話番号	FAX
佐世保港地方港湾審議会	〒857-0855	佐世保市新港町 8-1	朝長 則男	0956-22-6127	0956-22-6149
佐世保市海の日協賛会	〒857-0855	佐世保市新港町 8-1	朝長 則男	0956-22-6127	0956-22-6149
佐世保地区海運組合	〒857-0855	佐世保市新港町 8-23	大坪 武士	0956-23-6218	0956-23-6219
佐世保旅客船協会	〒857-0855	佐世保市新港町 8-1	木原 廣道	0956-22-6575	0956-24-1038
佐世保港運協会	〒857-0852	佐世保市干尽町 5-27	辻 宏成	0956-59-6260	0956-59-6261
佐世保地区造船工業協同組合	〒857-0852	佐世保市干尽町 6-3	田頭 慎一	0956-31-5126	0956-31-5196
九州船用工業会佐世保支部	〒859-3454	佐世保市針尾北町 813-1 大阪鋼管(株) 貸付	水上 哲郎	0956-58-5611	0956-58-5638
全国造船安全衛生対策推進本部九州・山口総支部 長崎支部	〒857-8501	佐世保市立神町 1	石田 忠男	0956-25-9114	0956-25-9210
船員災害防止協会九州支部 佐世保地区支部	〒857-0855	佐世保市新港町 8-1	木原 廣道	0956-22-6575	0956-24-1038
佐世保船員労働安全衛生協議会	〒857-0855	佐世保市新港町 8-1	木原 廣道	0956-22-6575	0956-24-1038
佐世保水先区水先人会	〒857-0876	佐世保市塩浜町 6-2	峯 寛	0956-22-9059	0956-25-1508
(一社)日本造船協力事業者団体連合会九州支部	〒857-2494	西海市大島町 1605-1 (株)大島造船所構内	山外 正人	0959-34-3200	0959-34-5727



XII. 支局概要 (1-管内業務管轄図)



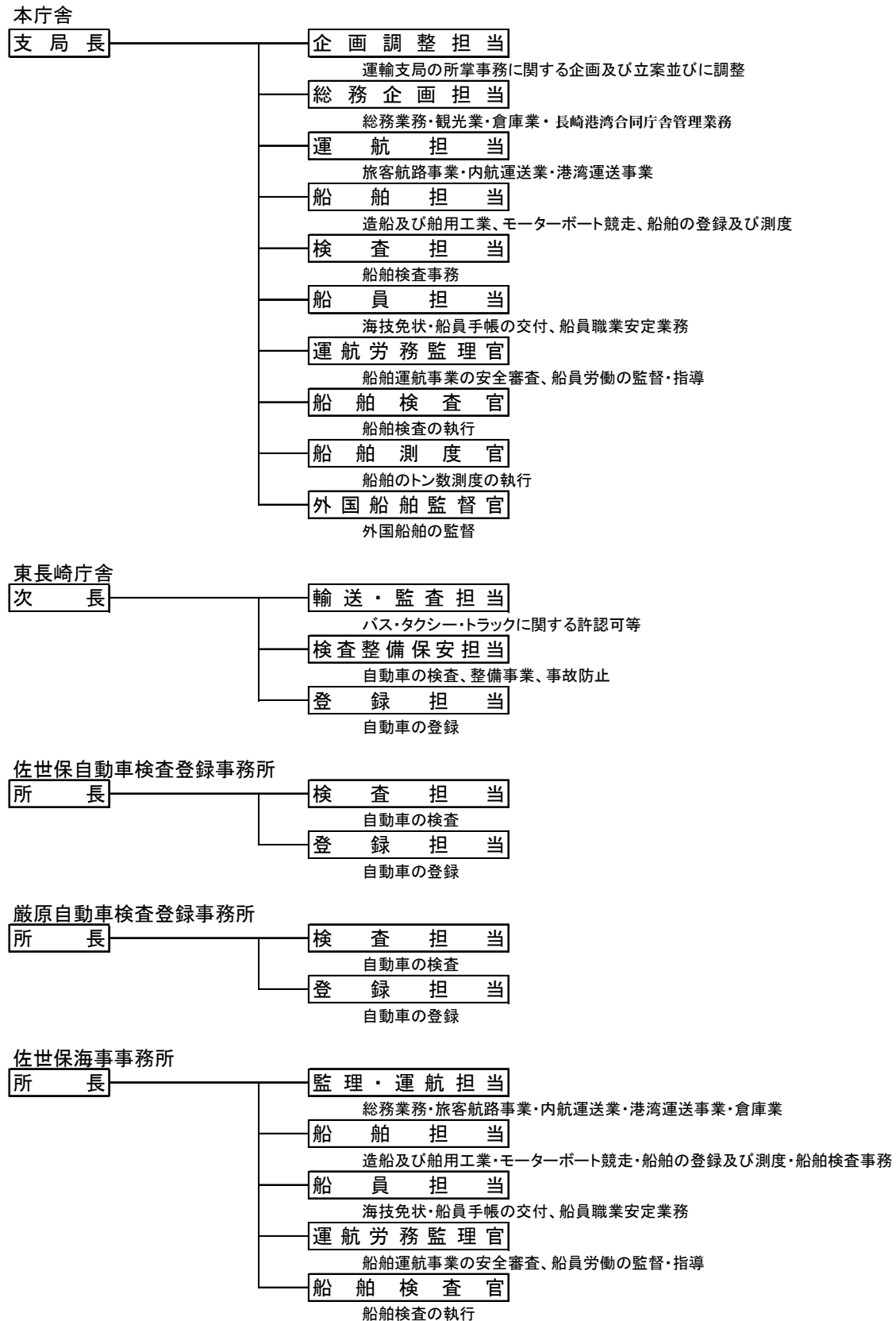
沿革（○印は東長崎庁舎関係）

明治	20	年	4	月	長崎市出島に通信省長崎司検所が設置され、海員の技術試験及び船舶検査業務を所掌。
明治	24	年	7	月	船舶司検所官制施行に伴い、長崎船舶司検所(通信省所管)と改称され、海員及び水先人試験、審問、船舶検査、測度、造船監査業務を所掌。
明治	32	年	6	月	海事局官制施行に伴い、長崎船舶司検所が廃庁となり、長崎海事局が新たに設置され、船舶法及び船員法関係業務が所掌に加わる。
明治	33	年			長崎海事局の庁舎を新地に移転。
明治	43	年	4	月	地方通信監理局官制施行に伴い、長崎海事局は廃庁となり、九州通信監理局海事部(在長崎)を新たに設置。
大正	2	年	6	月	官制改正に伴い、九州通信局海事部と改称。
大正	8	年	5	月	官制改正に伴い、熊本通信局海事部と改称。
昭和	2	年	10	月	熊本通信局海事部を長崎から門司へ移転、熊本通信局海事部長崎出張所と改称。
昭和	16	年	12	月	海務局官制制定に伴い、門司海務局が設置され、海事部業務を所掌することとなり、門司海務局長崎支局を設置。
昭和	18	年	11	月	官制改正に伴い、運輸通信省が新設され、税関業務を合併して門司海運局長崎支局と改称。 長崎駅・佐世保・崎戸・勝本の各出張所を設置。
昭和	19	年	6	月	長崎支局に口之津出張所を設置。
昭和	20	年	5	月	長崎支局佐世保出張所は門司海運局佐世保支局となり、崎戸出張所を佐世保支局に移管。
昭和	20	年	6	月	官制改正に伴い、運輸省九州海運局長崎支局及び佐世保支局と改称。
昭和	21	年	6	月	官制改正に伴い、関税業務を大蔵省へ移管。 長崎支局長崎駅出張所を廃止。
○ 昭和	22	年	3	月	鉄道局の地方官署として、長崎市に長崎自動車事務所が設置され、臨時物資調整法に基づく配給事務を所掌。
昭和	22	年	4	月	長崎支局口之津出張所を廃止。
○ 昭和	22	年	5	月	新たに自動車運送事業及び軽車両運送事業の管理事務を所掌。
昭和	22	年	9	月	長崎支局勝本出張所を厳原支局に移管。
昭和	22	年	11	月	長崎支局島原・西有家・口之津・小長井・大村・瀬戸・亀岳・岐宿・福江の各出張所を設置。 佐世保支局相浦出張所を設置。
○ 昭和	23	年	1	月	長崎自動車事務所が廃止され、長崎市羽衣町に長崎道路運送監理事務所が設置される。
昭和	23	年	2	月	佐世保支局に平戸・大島・臼浦・志佐・江迎の各分室を配置。
昭和	23	年	12	月	長崎支局に公共船員職業安定所を設置。 佐世保支局川内分室を配置。
昭和	24	年	6	月	長崎支局小長井・瀬戸・亀岳の各出張所を廃止。

○	昭和	24	年	6	月	運輸省設置法の改正に伴い、地方支分部局として福岡陸運局が設置され、鉄道、通運、倉庫、自動車業務を所掌。
○	昭和	24	年	8	月	長崎道路運送監理事務所を福岡陸運局長崎分室に改称。
	昭和	24	年	9	月	佐世保支局江迎・川内の各分室を廃止。
○	昭和	24	年	11	月	政令改正に伴い、陸運局分室が廃止され、新たに、地方自治法附則に伴い、長崎県陸運事務所が設置される。
	昭和	26	年	1	月	佐世保支局平戸分室を廃止。
	昭和	26	年	6	月	長崎支局大村・西有家・岐宿の各出張所を廃止。
	昭和	27	年	8	月	公共船員職業安定所は海運局内部組織となり、船員職業安定所と改称。 佐世保支局崎戸・志佐の各出張所を廃止。
	昭和	28	年	3	月	佐世保支局臼浦出張所を廃止。 佐世保支局崎戸出張所を設置。
	昭和	28	年	4	月	長崎支局稲佐分室を設置。
	昭和	30	年	9	月	長崎支局稲佐分室を廃止。
	昭和	31	年	1	月	長崎支局島原出張所を廃止し、口之津出張所は分室となる。 長崎支局漁港分室を設置。 佐世保支局大島出張所を廃止。 佐世保支局平戸出張所を設置。
	昭和	32	年	7	月	長崎支局に次長を配置。
	昭和	33	年	1	月	長崎支局口之津分室を廃止。
	昭和	37	年	6	月	長崎支局の庁舎を新地から松が枝町(長崎港湾合同庁舎)に移転。港湾合同庁舎の管理官庁となる。
	昭和	39	年	6	月	船員労務官制度が組織化され、専任の船員労務官を配置。
○	昭和	40	年	4	月	長崎県条例の一部改正に伴い、長崎県陸運事務所厳原出張所を設置。
○	昭和	42	年	3	月	長崎県陸運事務所を羽衣町から平間町に移転。
○	昭和	43	年	10	月	長崎県条例の一部改正に伴い、長崎県陸運事務所佐世保支所を設置。
	昭和	44	年	4	月	佐世保支局相浦・崎戸の各出張所を廃止。
	昭和	44	年	10	月	長崎支局漁港分室を廃止。
	昭和	45	年	4	月	佐世保支局平戸出張所を廃止。
	昭和	46	年	4	月	長崎支局福江出張所を廃止。 佐世保支局庁舎を干尽町(佐世保港湾合同庁舎)に移転。
	昭和	59	年	7	月	運輸省設置法の一部を改正する法律の施行に伴い、九州海運局と福岡陸運局が統合し、九州運輸局を設置。 九州海運局長崎支局は九州運輸局長崎海運支局、九州海運局佐世保支局は九州運輸局佐世保海運支局と改称。 長崎支局次長を廃止。

- 昭和 60 年 4 月 道路運送法等の改正に伴い、長崎県陸運事務所は九州運輸局長崎陸運支局、佐世保支所は九州運輸局長崎陸運支局佐世保自動車検査登録事務所、厳原出張所は九州運輸局長崎陸運支局厳原自動車検査登録事務所にそれぞれ改称。
- 平成 元 年 3 月 長崎陸運支局の庁舎を平間町から中里町に移転。
- 平成 5 年 4 月 長崎海運支局に船舶検査次長を配置。
- 平成 9 年 4 月 組織改正に伴い、長崎陸運支局登録課を廃止、自動車登録官とし、先任自動車登録官を配置。
- 平成 13 年 1 月 中央省庁再編により、運輸省が国土交通省となる。
- 平成 13 年 4 月 長崎海運支局に外国船舶監督官を配置。
- 平成 14 年 7 月 国土交通省設置法の一部を改正する法律の施行に伴い、長崎海運支局と長崎陸運支局が統合し九州運輸局長崎運輸支局(本庁舎・東長崎庁舎)と改称。
 佐世保海運支局は長崎運輸支局佐世保海事事務所へ、長崎陸運支局佐世保自動車検査登録事務所は長崎運輸支局佐世保自動車検査登録事務所へ、長崎陸運支局厳原自動車検査登録事務所は長崎運輸支局厳原自動車検査登録事務所へそれぞれ改称。
 長崎海運支局船員職業安定所を船員課に統合し、長崎運輸支局に総務企画課及び企画調整官を配置。
 自動車検査独立行政法人が設置され、東長崎庁舎内に自動車検査独立行政法人九州検査部長崎事務所が組織され自動車検査業務等を所掌することとなった。
- 平成 17 年 4 月 海上運送事業の活性化のための船員法等の一部を改正する法律の施行に伴い、船員労務官を改組し運航労務監理官を配置。
- 平成 18 年 7 月 組織改正により、課制を改めスタッフ制となる。
- 平成 28 年 4 月 道路運送車両法及び自動車検査独立行政法人法の一部改正により、自動車検査独立行政法人九州検査部長崎事務所は、独立行政法人自動車技術総合機構九州検査部長崎事務所となる。

組織図

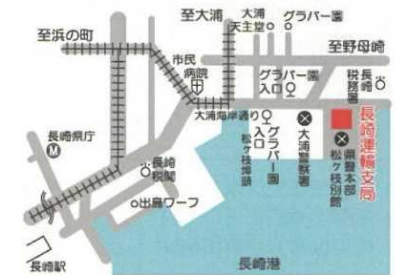


支局・事務所所在地

○ 九州運輸局長崎運輸支局(本庁舎)

〒850-0921 長崎市松が枝町7-29
(長崎港湾合同庁舎4階)

TEL 095 (822) 0010 企画調整担当
総務企画担当
(822) 2800 運航担当
(822) 4400 船舶担当
船舶測度官
(822) 0073 検査担当
船舶検査官
(822) 4403 船員担当
運航労務監理官
(822) 0260 外国船舶監督官
FAX 095 (827) 4869



○ 九州運輸局長崎運輸支局(東長崎庁舎)

〒851-0103 長崎市中里町1368

TEL 095 (839) 4747 輸送・監査担当
(839) 4749 検査整備保安担当
050 (5540) 2083 登録関係コールセンター

検査インターネット予約

<https://www.yoyaku.naltec.go.jp/pc/reservationTop.do>

FAX 095 (839) 4154 輸送・監査担当
095 (839) 4804 登録・検査整備保安担当



○ 九州運輸局長崎運輸支局
佐世保自動車検査登録事務所

〒857-1171 佐世保市沖新町5-5

TEL 0956 (31) 8048
050 (5540) 2084 登録関係コールセンター

検査インターネット予約
<https://www.yoyaku.naltec.go.jp/pc/reservationTop.do>

FAX 0956 (31) 9636



○ 九州運輸局長崎運輸支局
厳原自動車検査登録事務所

〒817-0032 対馬市厳原町久田645-8

TEL 0920 (52) 0829
050 (5540) 2085 登録関係コールセンター

検査インターネット予約
<https://www.yoyaku.naltec.go.jp/pc/reservationTop.do>

FAX 0920 (52) 3199



○ 九州運輸局長崎運輸支局
佐世保海事事務所

〒857-0852 佐世保市干尽町4-1
(佐世保港湾合同庁舎3階)

TEL 0956 (31) 6165

FAX 0956 (31) 9361

